# 第1章 クラブ運営の原則

ライオンズクラブの運営に当っては、いくつかの原則があります。それを踏まえて、運営のための会則や各種の取り決めがなされています。まずその原則をよく理解し、クラブ運営に反映させることが大切です。

ここにその原則の主なものを列記します。

## (1)　民主主義

ライオンズクラブは民主主義を基本において運営されます。いかなる場合でも民主的な運営をしなければなりません。

まず、クラブは会員自らのものであるという意識を明確に持ちましょう。

「主権者は会員である」。このことが根本になって、集団としての運営がなされます。そしてライオンズクラブは、「全員参加」の最も民主的な集団です。民主主義を否定されるところにライオンズクラブは存在しません。東欧諸国にライオニズムが広がったのも、民主主義が取り入れられたからです。

ライオンズクラブにおける主権者は、クラブにおいてはメンバーであり、国際協会・複合地区・準地区においては、個々のクラブであります。

【参考】

民主主義（democracy）の語源は、ギリシャ語の demokratia（デモクラティア）から来ています。Damos（人民）と Kratia（権力）の結合で、権力が特権階級あるいは単独者に属することを否定し、人民が権力を所有し、その運営にも自発的に参加することで、人民の主権が確立されることです。

## (2)　自由と平等

民主主義の基本は「自由」と「平等」です。何者にも拘束されない自由な意思表示（発言）と平等な権利が保障されています。また、その前提として義務の履行が求められています。義務を忘れ、権利のみを主張することは許されません。

ライオンズクラブでは、グッドスタンディングである限り、自由な意思表示が平等に認められ、特権階級は存在しません。もちろん役職上の権限は尊重され、ライオン歴には敬意が表されますが、クラブにおいては、あくまでも全員が平等の「一会員」であります。

## (3)　多数決の尊重

会員一人ひとりの意見が尊重されることが、民主的運営の第一歩です。そのためにお互いの意見を述べ合いましょう。ニーズの多様化はライオンズクラブのメンバーの間にも顕著です。少数意見、反対意見にも十分耳を傾けましょう。そして、何よりも大切なことは、多数の意見に従うという「多数決方式」の尊重であります。このことをよく銘記しておきましょう。

ライオンズクラブでは最新版ロバート議事規則が議事進行に広く用いられています（クラブ付則第９条２項）。また、クラブのいかなる会合においても定足数には、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要で、出席した会員の過半数の決議は、クラブ全体の決議となります。（クラブ付則第６条第８項）

## （4） 開かれた組織

ライオンズクラブは開かれた「ヨコ社会」です。クラブ内に秘密は存在しないことになっています。あらゆるライオンズ情報に全会員がアクセスできる仕組みになっています。「知らせること」と「知ること」が、民主的運営には不可欠な要素です。

また、どんな会合にも特別な理由のない限り、会員の誰でもが出席あるいはオブザーバー参加できるというのが原則です。会議構成員以外のオブザーバー参加は、あらかじめ主催者の許可を得ておきましょう。その場合、主催者の許可を得て発言はできますが、議決権はありません。

## （5） 代議制

代議制（Representative）は民主主義における政治体制の特色のひとつです。政策の決定とその政策の執行者の選択を「代表」を通して行うもので、代表は国民自らが選出し、そのことによって主権が保障される仕組みになっています。

ライオンズクラブの国際大会や複合地区、準地区の大会も、クラブが派遣した代議員によって、議案の決定、国際役員や地区ガバナーなどの選出が行われています。このやり方は民主的な代議制によるものです。

## （6） ライオンズクラブのアクティビティ

### ① ボランティアとは

ボランティアは人間だけができる行為です。それは自由を前提とした行為だからです。自由のないところにボランティアはありえません。

ボランティア（Volunteer）は、自らの意思で決意するという意味をもっていますが、適当な日本語訳がないままに、いまでは日常会話で十分使用されるまでになりました。辞書によりますと「自由な意思で、何かのサービスに関わる人」と記載されてあります。

よく「ボランティアの三原則」と言われていますのは、次の３つの原則を指す場合が殆どです。

- 自主性
- 公益性
- 無償性

これらの点から、ボランティアのあり方、期待されるボランティア像を考えてみますと、以下の通りとなります。

1. ボランティアは自主的でなければならない

   命令されたり、強制されてやるのは、真のボランティアではありません。あくまで自主的であることが原則です。

   自主性とは、社会的危機や社会的な問題などの発生を見たとき、じっとしておれない行為、他人がどう言おうと行動に移していく行為を意味しますが、実際には、このような高度な意識に基づかなくても、仲間に誘われたり、ちょっとした動機のもとにかかわった活動であっても、当事者から得られた学習活動などによって、問題の大きさや活動の意義を自覚させられ、自主性を呼び覚まされることも、ライオンズ活動ではよく見受けられます。

2. ボランティアは公益的でなければならない

つまり、私利私欲を図ってはなりません。ボランティアという行為は、その成果が多くの人や社会に寄与することを目指していなければいけません。

ボランティア活動の領域は、具体的には社会福祉・公衆衛生・社会教育・交通・文化・環境問題等々幅広く人間生活のすべての領域におよびますが、公益性というのは、どんな小さな活動でも、基本的人権の擁護や社会の福祉や文化や自治を高める方向性を持つものでなければならない、ということです。公共性、社会性を欠いたボランティアはあり得ません。

3. ボランティアは無償でなければならない

ボランティア活動が有給・職業ではないということ、非営利的な行為・金銭的報酬を期待しないで行動することを指します。時に活動相手の状況や問題の大きさによっては、むしろ経済的に犠牲になってでも、支援しなければならないことを、十分に自覚する必要があります。

その他に、国の法律や制度の不備、欠陥をついて、社会的な不公平や差別の解決を独自に展開する意味での「先駆性」や、ボランティア活動が自己の持つ能力や時間を、問題解決を求めている相手に継続的に提供し支援する、分かりやすく言えば、思いつくままに単発的に始めて自分の都合で勝手に中止したりしないための「継続性」を挙げる人もいます。

以上、ボランティアの原則について述べましたが、結論としては「ボランティアとは、誠実さを持って問題にかかわり、つながりをつけようと自ら動くことによって、新しい価値を発見し、自己開発から自己拡大につなげる行為である」といえます。

**②ライオンズクラブのアクティビティ**

どんな団体でも、それぞれ目的を持って結成されます。ライオンズクラブが社会から高い評価を得ているとすれば、それは我々が立派な目的を持ち、その目的実現のために日々精進しているからこそといえなくもありません。

我々がメンバーになりますと、まず「ライオンズ必携」を手にします。そこには１番最初に、「ライオンズクラブ国際協会の目的」として６項目が明記されています。

1. 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
2. よい施政とよい公民の原則を高揚する。
3. 地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示す。
4. 友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。
5. 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
6. 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

この目的を達成するための具体的な会員の奉仕活動を、ライオンズクラブの「アクティビティ」と呼んでいます。

世間でもし、ライオンズクラブが慈善団体であると誤解されているとすれば、我々会員がこの目的から遊離したところで活動しているか、あるいは活動がマンネリ化して、社会に感動を呼ばないからに他なりません。つまりクラブの目的を見失った行動に対する世間の批判だと謙虚に受け止めて、深く反省すべきでしょう。

繰り返しますが、ライオンズクラブは目的達成のための行動（アクション）に会員が一致して当たって、はじめて社会的な評価を受けることを、肝に銘じていただきたいと思います。

**③会員の質について**

ライオンズクラブのモットーに「We Serve」（われわれは奉仕する）とありますように、「I Serve」（私は奉仕する）を１歩進めて「We」と言うところに、ライオンズクラブの精神が凝縮して表現されていると考えます。

たしかに１人でする奉仕より、多数で集まってする奉仕の方が、インパクトが強いことは自明の理です。しかし、すでに「目的」の項で述べましたように、ライオンズクラブの活動は非常に広範囲で、単に金銭の額だけで目的は達せられるものではありません。当然「われわれ」という言葉には、全員の汗と知恵を集約することが不可欠である事を理解していただきたいものです。

よく会員の「量」と「質」の問題が討議されますが、会員の「質」とはなんぞやとなると、なかなか明解な答えが見られません。

そこで、１つの考え方として述べてみますと、次のように考えては如何なものでしょう。

会員の一人ひとりに奉仕の心がなければ、「われわれは奉仕する」との国際協会の目的は、実現不可能ですから、ライオンズ会員の望ましい人間像としては、根本に人類愛などの価値観、人生観とボランティア精神が不可欠な要素だと思います。そしてその上に平和な家庭、安定した生活と健康があって、はじめてライオンズのクラブライフを楽しむことができ、その間に生まれた会員同士の強固な連帯感が、国際協会の目的を具体化した奉仕活動として結実するものと信じます。

**④　メンバーに望まれる人間像**

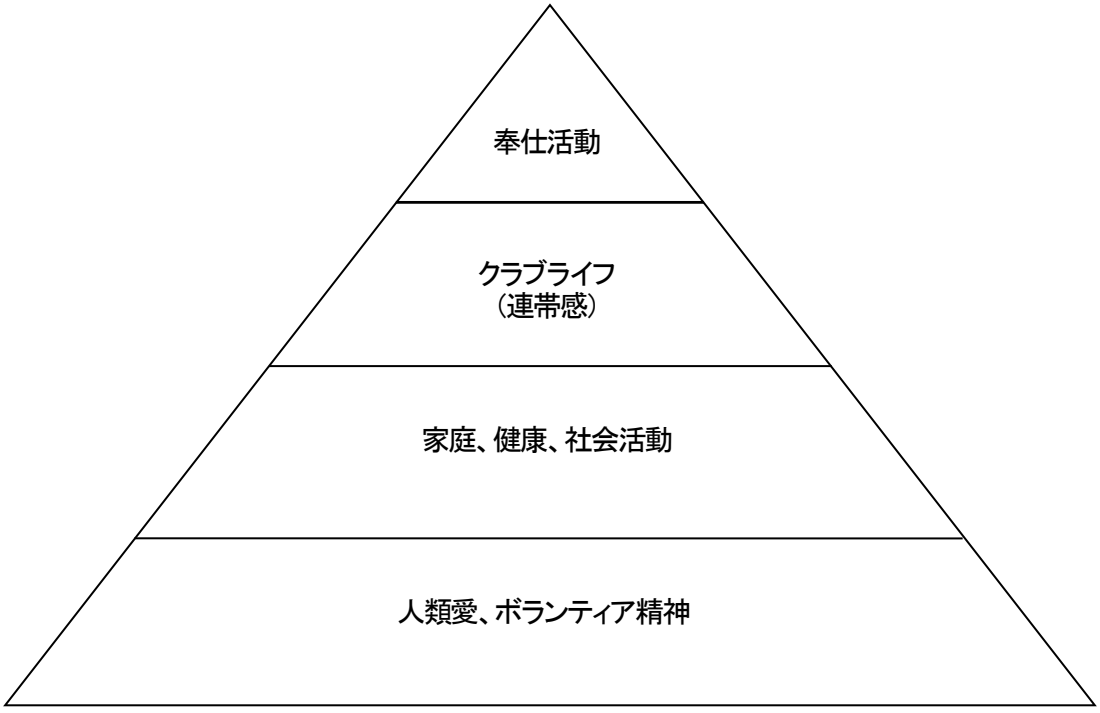

# 第2章 クラブ運営について

多くの団体は、役員のみによって通常の運営がなされることが多いのですが、ライオンズクラブは、会員全員によって運営されるのが特色です。全員が平等の権利と義務を持って「全員参加」と「民主的ルール」によって運営されます。これがライオンズクラブの基本的なあり方です。

クラブには、理事会によって推薦され、クラブで承認された日時および場所で、毎月少なくとも１回開くよう推奨される定期的な会合「例会」（クラブ付則第６条３項）と、理事会の決定する日時および場所で毎月少なくとも 1 回開くよう勧告される定例理事会（クラブ付則第 6 条 1 項）、および、会長または 3 名以上の理事会構成員の要求があったときに開催される理事会の特別会議／臨時理事会（クラブ付則第６条２項）、そして必要な都度開かれる委員会があります。例会、理事会、委員会はクラブ運営の正式機関としてそれぞれの役割を持ち、いずれも不可分な関係にあります。そして例会と委員会は、ライオンズクラブ特有の「全員参加」の仕組みになっております。

## 1.　定期的な会合（例　会）

### （1）　定期的な会合（例会）の意義と重要性

定期的な会合（以降例会と称す）はクラブの最高議決機関です（クラブ会則第８条３項 (a)）。新しい企画や内規の制定・改廃をはじめ理事会で決定したことでさえ、例会の承認なしには実行できないことが数多くあります。このように、例会は制度上最も重要な機関で、正会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務があり、そして、クラブの運営の方向づけは例会の場において決まります。

従って、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきである（ライオンズ必携 61 版 23 頁）。例会の欠席は会員としての「権利放棄」につながるものです。例会の実出席率はクラブ活性化の第１のバロメータにもなります。このことをよく銘記しておきましょう。

クラブ付則第６条８項で、いかなる会合もグッドスタンディングの会員の過半数の出席をもって、定足数としていますので、出席者がそれに満たない場合、例会は成立しません。

また、ライオンズクラブのあらゆる会合（国際協会、複合地区、準地区を含む）では、委任状の制度は認められていません。例会はもちろんのこと、理事会や各種委員会においても、委任状は無効です。また、代理投票も禁止されています（国際会則第 6 条第 5 項）。従って、他に特に規定する場合を除き、定足数を満たしているいかなる会合においても出席した会員の過半数の決議が、クラブ全体の決議となります（クラブ付則第６条８項）。

### （2）　例会の開催について

例会の開催については、クラブ付則第６条３項で次のようなことが定められていますので、新年度のはじまる前のクラブ準備理事会とその直後の例会で、毎年確認しておく必要があるでしょう。

（ア）　クラブ例会は少なくとも月１回は開くよう推奨されています。その日時および場所は理事会の推薦によりクラブ例会で決定されます（クラブ付則第６条３項）。

（イ）　定刻通り開会、閉会されるよう時間厳守のこと。

（ウ） 例会の通知は、特に規定する場合を除き、理事会が適当と認めた方法で各会員に対して行われます。

このほかには、例会をどのように開催するか等について特段の定めはありませんので、クラブが自主的に取り決めればよいわけです。

但し、クラブ付則第 6 条第３項は「あなたのクラブ、あなたのやり方で！」の方針に従い大幅に改正されています。近年ではWeb 上での例会も開催される場合があります。

【参考】 クラブ例会（例）

| | |
|---|---|
| 12：15 | ゴング・会長による開会のことば |
| | 国旗敬礼 |
| | 国歌斉唱 |
| | （黙祷） |
| 12：19 | 紹介・あいさつ（会長、ゲスト） |
| 12：30 | 報告事項・審議事項ならびに協議事項 |
| | ライオニズムについて（ライオンズ情報委員会より） |
| 13：20 | テール・ツイスターの時間 |
| 13：25 | 閉会ソング |
| | （ライオンズ・ローア） |
| 13：30 | 閉会・ゴング |

※ 夜の例会（18：30 または 19：45）でも同様なスケジュールで行うことができる。（座が白けてきたときには歌で雰囲気を盛り上げる。出欠をとるときには会員が隣の人の氏名を言っていくのも一案である。会合の時間は厳守すること。）

これは一例ですが、クラブによって伝統や個性がありますので、自分のクラブの実情に適した方法をとり、クラブの個性が失われないよう留意する必要があります。特に規則正しい時間の中で、適宜食事をとりながら、楽しさが失われないようにすること。ライオニズムの高揚と会員の知的向上に役立つ例会にするよう工夫することが大切です。

## (3) 例会の司会・進行について

例会の司会は、幹事、ライオン・テーマー（任意）、あるいはテール・ツイスター（任意）といったようにクラブによって全くまちまちです。ところが、会則的に判断しますと、クラブ付則第３条１項で「会長は本クラブおよび理事会のすべての会合を主宰する」とありますので、会長が自ら例会の主導権をとって司会、進行を合わせて行うのが、正しいあり方だとも言えるでしょう。

日本のライオンズクラブでは、会長が自ら例会を、また地区ガバナーが自らキャビネット会議や地区大会をリードする姿はまだ少ないといえます。ところが、国際大会や国際理事会は、国際会長が自ら司会席に着いてマイクを持ち、出席者の紹介を含めて司会、進行に努めています。日本においても主宰者が司会、進行の役目を果たすようになれば、活性化への第一歩となるのではないでしょうか。

その場合、クラブにおいては幹事、ライオン・テーマー、テール・ツイスターは、会則に書いてある本来の役割を中心に考え、例会を盛り上げる工夫をこらすことになります。

### (4)　例会のシナリオ

例会シナリオの担当委員会は計画委員会ですから、会長や理事会の意を汲んで、まず計画委員会で年間行事予定を立案しておくべきでしょう。毎回のものは、会長、幹事、ライオン・テーマー、テール・ツイスターと綿密な事前の打合せが必要です。

その際の留意点としては、毎回同じ筋書きにならないよう気を配ることが第１です。たとえば有名なゲストスピーカーを招いた場合は、前段の形式的行事を省略し、会長の開会あいさつの後、ゲスト・スピーチに移り、スピーチのために十分な時間を取るというように、その時その時の主目的に合わせた時間割を組むことが必要なのではないでしょうか。

例会では、特に定められたやり方はありません。クラブが一番効果的だと思う方法をとればよいわけです。

### (5)　その他

花見例会や納涼例会などで、定例の日時・場所を変更する場合には、出席者がグッドスタンディング会員の半数以上が出席することに留意しなくてはなりません。また、他クラブからのメーク・アップのことも考えて、例会の日時・場所の変更は必ず、ZC、RC、キャビネット事務局に２週間前には届け出るようにしましょう。

## 2.　特別会合

### (1)　特別会合の開催について

特別会合の開催については、クラブ付則第６条４項で次のように定められています。

（ア）　クラブ特別会合は、会長が必要と認めた場合に会長によって招集することができる。

（イ）　また理事会の要求があった場合は、要求者が定める日時・場所で招集しなければならない。

（ウ）　会長が理事会の要請による招集を怠った場合、過半数の理事が理事会により決定した日時・場所において会議を招集する権限を持つ。

（エ）　特別会合の目的、日時および場所を記載した通知書は、会合日の少なくとも 10 日前までにクラブの各会員に送付されなければならない。

## 3.　理事会

### (1)　理事会とは

理事会はクラブの執行機関です（クラブ会則第８条３項 (a)）。これは、クラブの意志を実際に執行する機関であるという意味です。

構成員は、クラブ役員、ライオン・テーマー（任意）、テール・ツイスター（任意）、プログラム・コーディネーター、クラブ LCIF コーディネーター、安全管理担当役員（任意）、支部会長（指名された場合）、ならびに選出されたその他の全理事および/または委員長とされています（クラブ会則第８条１項）。理事の定数はクラブで決めればよいことになっていますが、任期２年で半数ずつ毎年改選されます（クラブ付則第２条２項）。

理事会の定例会合は、理事会の決定する日時および場所で開かれます（クラブ付則第６条１項）。臨時理事会は、会長または３名以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が決定する日時および場所で開かれます（クラブ付則第６条２項）。理事会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数とし、特に規定する場合を除き、出席構成員の過半数による決定をもって理事会全体の決議とします（クラブ会則第８条２項）。

また理事会は、少なくとも月１回は、会議を開くように勧告されています（クラブ付則第６条１項）。

## （2） 理事会の任務および権限

理事会の任務および権限は、クラブ会則第８条３項に「本会則および付則で他に規定された任務および権限に加えて、理事会は次の任務および権限を持つ」と記されているように、かなり広範なものがあります。たとえば、

「理事会の過半数の承認を得た場合に、新会員候補者は入会の招請を受けて本クラブの会員となることができる。」（クラブ会則第３条２項）

「理事会全構成員の３分の２の賛成投票によって承認された理由があれば、会員を除名することができる」（クラブ会則第３条３項）

と規定されているほか、クラブの新企画および新施策の検討、立案、すべての支出の承認、役員の職務遂行上の行為の修正または撤回、クラブの資金を預金する銀行の指定、ライオンズクラブ各種大会に派遣する代議員および補欠の指名と任命等々、その任務と権限は大きなものがあります。

## （3） 理事会と例会の関係

例会などのクラブ会員による会合と理事会との関係は、「立法は会員の合意によって成され、行政は理事会が執行する」ということになるでしょう。従って、既にクラブとして合意されている事柄は、改めて承認を受ける必要はありませんが、新しく企画することは必ず会員の合意が必要であると考えておきましょう。クラブ内規なども、もちろん会員の合議事項です。

しかし、突発的な緊急処理を要する事項は、タイミングを失うことのないよう、「誰しもが、正当と考える通り」に理事会が執行しておけばよいでしょう。クラブ会員も事後報告で了承してくれるはずです。そのためには、会長をはじめ各役員は、日ごろから適用会則や慣例をよく勉強しておく必要があります。

## （4） 理事会と委員会の関係

以上のように、理事会は重要な機関ですが、もともと事案を調査したり、資料を集めたり、文案をまとめたりする仕事ではなく、あらかじめ各委員会にそれらを付託し、その答申をもって結論を出すよ

うにしましょう。

まず、各委員会での検討、委員会間の調整を経て理事会へ答申、理事会はそれを審議し、必要なものを例会へ提案して、クラブの最終決定とします。このやり方がクラブ運営の基本的なパターンです。理事会は各委員会を十分活用し、「全員参加」の実をあげるように心得ましょう。

## (5)　準備理事会について

準備理事会はクラブの次期役員が選出されると、次期会長によって開かれるもので、できるだけ早く開いて年間計画などをあらかじめ立てておくようにしておくことが必要です。正式に役員に就任するまでは、準備理事会での取り決めは仮決議であり、クラブを拘束することはできませんが、就任後の第 1 回理事会で正式に採択すればよいわけです。必ず準備理事会を早く開いて、次期の準備体制を確立しておくようにしましょう。

## (6)　クラブ理事の呼称について

336 複合地区の統一見解

1. クラブ理事は、「1 年理事」「2 年理事」の呼称をやめて、会員理事を除くすべての理事を「クラブ理事」と呼ぶことにしているが、役員必携に沿った命名も妨げられない。
2. 会員委員長は正規の理事会構成員で、特別任務を持つ理事として、プロトコールはクラブ理事の筆頭とする。

クラブでは通常、2 年間務める理事を「2 年理事」、1 年間のものを「1 年理事」と呼んでいます。これがクラブ付則第 2 条 2 項に「本会則採用後の第 1 回選挙では、2 年任期および 1 年任期の理事を各半数ずつ選出する」とあるところから、このように呼ばれてきたものと思われます。

しかし、クラブ理事に 1 年、2 年の呼称を付しているのは、慣習上そうなっているに過ぎず、会則上の根拠は見当たりません。従って 1 年、2 年の呼称をやめ、全員「クラブ理事」と呼び、任期 2 年間で、毎年半数改選するという解釈が正しいといえるでしょう。強いて「何年」という呼び方が必要な場合、その時に限って、「2 年任期の 1 年目の理事を 1 年理事、2 年目の理事を 2 年理事」と呼ぶことにします。

**①【参考】クラブ役員構成表の記載例　（クラブ会則第 7 条 1 項）**

| | | |
|---|---|---|
| 会長 | 前会長 | |
| 第一副会長 | 第二副会長 | （第三副会長） |
| 幹事 | 会計 | |
| 奉仕委員長 | マーケティング委員長 | |
| 会員委員長 | | |

**②【参考】　クラブ理事の呼称（複合地区会則委員長連絡会議の決定）**

日本では残任期間を基準として、今後 2 年間務める理事を 2 年理事、1 年間務める理事を 1 年理事としてきましたが、1994 年 4 月 27 日開催の第 4 回複合地区会則委員長連絡会議において、国際理事と同様に「1 年目の理事を 1 年理事、2 年目の理事を 2 年理事」と呼称するよう改

められました。

1989 年６月フロリダ・オーランドで開催の国際理事会において決定された「会員委員長」は正規の理事会構成員となり、特別任務を持つ理事として、プロトコールは理事の筆頭となります。

## (7)　理事会決議のみで執行できること

### ① 人事

- 正会員の入退会および再入会または転籍。その他、特典会員・不在会員・名誉会員・優待会員・終身会員・準会員・賛助会員の招請および承認（クラブ会則第３条２項）（クラブ付則第１条１項）
- 会費滞納会員の進退（クラブ付則第１条７項）
- 会員資格の喪失。正当な理由に対して理事会全構成員の３分の２の賛成投票があれば、会員を除名することができる。（クラブ会則第３条３項）
- 会長、第一・第二副会長と前会長、定足数を欠く理事補充を除く役員の欠員補充（クラブ付則第２条 10 項）

### ② 財務

- 転籍会員、再入会員の入会金免除（クラブ付則第７条１項）
- 会費前納時期の認定（クラブ付則第７条２項）
- すべての支出に関する認否（クラブ会則第８条３項（b））
- 資金を預金する銀行の指定（クラブ会則第８条３項（e））
- その他資金の適正運用（クラブ会則第８条３項（d）（g））
- 会計および執行について監査を受ける（クラブ会則第８条３項（d））
- 一般的に認められた会計原則に基づいて、少なくとも２つの資金を別々に管理する（クラブ会則第８条３項（i））
- テール・ツィスター（設置は任意）が課すファインの上限額を定める（クラブ付則第４条５項）

### ③ 運営

- 新企画新施策の委員会付託ならびに答申（クラブ会則第８条３項（a）（h））
- 特別会合、年次会合の日時場所の決定（クラブ付則第６条４項・５項）
- 指名会、選挙会の日時場所の決定（クラブ付則第２条５項・６項）
- 特別委員会設置の認否（クラブ付則第５条２項）
- クラブ役員の職務遂行処理の修正または撤回する権限（クラブ会則第８条３項（c））

## (8)　理事会で立案後、例会決議を要するもの

- 入会金、年間会費の決定（クラブ付則第７条）
- すべての新企画、新施策の承認（クラブ会則第８条３項（a））
- 各大会派遣代議員および補欠の指名と任命（クラブ会則第９条３項）
- 定例会の開催日時、場所の決定（クラブ付則第６条３項）
- クラブ会則および付則の改正（クラブ会則第 12 条１項，クラブ付則第 11 条１項）
- 予算案（クラブ付則５条１項（c））
- 決算書の承認（クラブ付則３条６項（c）、４条６項）

- 終身会員の推薦（クラブ付則第１条１項（e））
- 名誉会員の入会承認（クラブ付則第１条１項（c））
- クラブ支部の設置・解散（クラブ会則第 10 条１項）

# 4. 委員会

## (1) 常設委員会の設置（クラブ付則第５条１項）

クラブの常設委員会は、すべて会長の職権によって設置されます。クラブ付則第５条１項には、グローバル・アクション・チームなど８種の常設委員会が定義されています。

そのうち会長の意志によって、必要ないくつかの委員会を設置すればよいわけですが、運営委員会と事業委員会の２つだけというのは極端に少なすぎ、それだけ理事会に負担がかかるわけで、もう少し細分化した方がよいでしょう。

といって、列記された委員会全部を設置したのでは、委員会当たりの委員数が少なくなりすぎて、これもまた運営上好ましくありません。

そこで、「会則・接待・指導力委員会」のように、複数の委員会を組み合わせて一つの委員会とする方法をとるのも一策です。あるいは、奉仕委員会の名称で、その委員会の任務の中に社会奉仕、レクリエーション、地域奉仕などの事業を包括することも１つの方法です。

## (2) 常設委員会の構成員数

委員会の構成員は、自クラブの会員数に応じて委員会の数、構成員の人数などを考える必要があります。

委員会の数を増やすよりも、事業委員会の場合、その年度の重点目標に対応した委員会を設置する方が好ましいでしょう。要はクラブの実情に適した、実効のあがる委員会設置を行うべきです。

## (3) 特別委員会の設置

これらの常設委員会の他に、当面必要な問題処理のため、会長または理事会の判断により必要と思われる特別委員会を設置することができます（クラブ付則第５条２項）。この場合、理事会の承認が必要ですが、短期間で任務の終わることが前提条件となります。任務が終わり次第、特別委員会は解散します。ただし、仕事の性格によっては、会長の任期を超えて存続することも可能です。

事案によってですが、各委員長は口頭または文書をもって、毎月理事会に報告することが推奨されています（クラブ付則５条４項）。いずれの委員会も会長が割り当てた委員会を各副会長が分担して指導、管理することになっています。

## (4) その他

会長は、どの委員会にもファシリテーターとして出席し、意見を述べる資格がありますが、委員会の決議には参加できません。副会長も、できるだけ担当の委員会に出席しますが、投票には加わりませ

ん。

各委員会の任務は、クラブ付則第５条に列記されています。

## 5.　あなたのクラブ、あなたのやり方で　！

2014 年９月にライオンズクラブ国際協会　地区及びクラブ行政部より「あなたのクラブ、あなたのやり方で！」という冊子が発行され、クラブに合った例会づくりの指針が出ました。

「例会は、変えられます。クラブは、メンバーに最適なクラブ例会の形を自由に選ぶことができるのです。いままでの伝統のほとんどは義務ではありません。」となっていますが、参考とされ、主権在クラブであることを念頭に置いた新しい例会の在り方を考える機会と捉えていただきたいと思います。

正会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務があり、そして、クラブの運営の方向づけは例会の場において決まります。従って、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきである（ライオンズ必携 61 版 23 頁）。

※クラブの例会は、クラブ会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。
（クラブは毎月少なくとも１回会議、または催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される）
（クラブ付則第６条第３項）

# 第3章 会則について

## 1.　会則の種類

すべてのライオンズクラブは「ライオンズクラブ国際協会会則および付則」（通称、国際会則および付則という）に従い、国際理事会の全面的な管轄下に置かれることになっています。

ライオンズクラブの運営は、すべて国際会則および付則を遵守することは当然ですが、それを各レベルにおいて補完、普遍するため各レベルごとの会則が定められています。

国際理事会方針書の第７章「会則および付則」の項に、次の３つの会則を示すとともに、標準版の主権について規定しています。（2024.3.19 改訂版）

### （1）　標準版　単一および準地区会則および付則

国際理事会は、Exhibit A としてここに添付されている標準版会則および付則を、単一および準地区用として採用する。

国際理事会は、標準版地区会則および付則における特定の規定を、改正してはならない必須のものとして採用する。

### （2）　標準版　クラブ会則および付則

国際理事会は、Exhibit B としてここに添付されている標準版クラブ会則および付則を、すべてのライオンズクラブ用として採用するとともに、国際理事会によって随時行われる改正も同様とすることを定め、独自の会則および付則を持たないライオンズクラブはすべて本標準版を採用しなければならない。

### （3）　標準版　複合地区会則および付則

国際理事会は、Exhibit C としてここに添付されている標準版複合地区会則および付則を、すべての複合地区用として採用する。

### （4）　標準版の優越性

国際理事会は、それぞれの地区（単一・準または複合）会則および付則には定められていないが、標準版（単一・準または複合）会則および付則には定められている地区（単一・準または複合）の運営事項はすべて、標準版（単一・準または複合）会則および付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言する。

国際理事会は、国際会則および付則との整合性があり、個々のクラブの会則および付則には定められていないが標準版ライオンズクラブ会則および付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則および付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言する。

（クラブ会則第５条も参照のこと）

**※ 日本のライオンズ**

日本の 8 複合地区 35 準地区においては、標準版を採択せず、独自の複合地区会則を採用している地区もあります。従って、日本の複合地区会則に定められていない運営事項で、標準版に定められている事柄に関しては、標準版に従わなければなりません。

また、年々改正される国際会則・付則および随時決定される国際理事会の方針に反しない会則を採択しなければならないことは勿論のことです。

# 2. クラブ会則について

## (1) クラブ会則改正について

クラブ会則第 12 条に改正についての条項が設けられ、付則についても第 11 条に改正の項が設けられています。それぞれの条項で定められた手続きを遵守することによって、クラブ会則および付則の改正が可能なわけです。

ただし、標準版をそのまま採用することがベストですから、著しく実情に合わない部分に限って、改正を検討すべきでしょう。その場合、国際会則、複合地区会則、国際理事会方針等に反する改正はできないことになっています。

## (2) クラブ理事会と委員会の関係について

理事会は「執行機関」であって（クラブ会則第８条３項 (a)）、理事会は、すべての新企画および方針をそれぞれ担当の常設および特別委員会に委託し、提言を求める。（クラブ会則第８条３項 (h)）

従って、委員長を理事会構成員とすることは、会員委員長と奉仕委員長、ならびにマーケティング委員長に加え、理事として選出された委員長の他は認められません。（クラブ会則第８条１項）

## (3) 委員長を理事会構成員とすることについて

336 複合地区よりの「ライオンズクラブ会則および付則標準版を採用しているクラブにおいて、各委員会の委員長を投票権のある理事会構成員とすることができるでしょうか」という質問に対し、国際本部ゲアリー M. ラペティナ法律部長は次のように回答しています。

「クラブは会則および付則標準版の中に、『各委員会の委員長はクラブの理事会メンバーとみなされ、投票権を享受する』という規定を加えて標準版を改正することができます。」（1992 年３月 23 日）

## (4) 改正案作成の例（336 複合地区ガバナー協議会の統一見解）

国際本部の回答によると「『各委員会の委員長は、クラブの理事会メンバーとみなされ、投票権を享受する』という規定を加え……」とあります。「みなされ」とは、正式な理事ではない者に投票権を与えるための表現であるといえます。

従って、正式なクラブ役員にする必要はないので、クラブ会則第７条、第８条、付則第２条１項を改正しないで、付則第 4 条に「委員長は、選出された場合クラブ理事会構成員とみなされ、投票権が

与えられる」を加えればよいことになります。

【注記】上記の改正は付則第 11 条 1 項によるので、例会または特別会合で、定足数（グッドスタンディングの会員の過半数）の出席があれば、投票した会員の多数決により決められます。

# 3. クラブ内規の必要性とその取り扱いについて

## (1) ライオンズクラブの運営と会則

ライオンズクラブの運営は、下記の３点が基本です。

（ア） 国際協会の会則および付則による

（イ） 国際理事会の定める規定に従う

（ウ） 国際理事会の全面的管轄下に置かれる

また、国際会則および付則に基づいて

（ア） 複合地区（含準地区）のための複合地区会則

（イ） クラブのためのクラブ会則

の２つの会則が設けられています。

## (2) クラブ運営に当って

クラブ運営に当っては、国際・複合地区・クラブの３つの会則に従い、更に具体的な取り決めが必要となります。

クラブ会則は、各クラブにおいて独自のものを設けることができますが、独自性の幅は極めて限られています。また、国際協会は、クラブ会則は標準版の採用を進めています。従って、クラブ会則標準版を採用しながら、具体的事項についてクラブの規則（内規）を設けることが望ましいでしょう。

## (3) 会則と規則（内規）の関係

会則を適用するうえの具体的細則が規則（内規）です。従って、規則（内規）において、会則の内容を変更することはできません。

## (4) クラブ内規に取り上げる項目（例）

○優待会員　○終身会員　○入会金・会費について　○国際大会、複合・地区大会代議員派遣について
○クラブ理事会と委員会について

# 4. 会則改正の届出について

なお、クラブ会則および付則を変更した場合、チャーターに記載されたものと違うことになるため、従来は国際協会の了承を得ることになっていましたが、現在ではその必要はなくなっています。(1992 年 1 月 19 日、336 複合地区第３回ガバナー協議会にて、菊地伸治国際理事により確認)

# 第4章　会員資格の喪失

## (1)　ライオンズクラブ会員の資格

ライオンズクラブ会員の資格は、国際会則第８条第２項、クラブ会則第３条１項に「善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人」であると定められています。

このような資格の持ち主が、クラブ理事会の過半数の承認を得た場合、入会の招請を受けることになっています（クラブ会則第３条２項)。

## (2)　会員資格の喪失・除名について

会員資格の喪失とは、本来の資格である「善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある成人」であることを失った場合を指すものです。そのような会員に対しては、「正当な理由に対して理事会全構成員の３分の２の賛成投票があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則および付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これを行わないことはクラブ解散処分にあたる。」となっています（クラブ会則第３条３項)。

会員の入会は、構成員の過半数の出席をもって成立した理事会の過半数の賛成によって決定することができます。ところが、除名の場合は、理事会全構成員の３分の２の賛成投票が必要です。これは、会員除名は慎重のうえにも慎重を期する必要があるということです。

本来、会員の除名はあってはならないことで、そのようなことの起きないように、クラブは「会員の質の向上」について、あらゆる指導を行うことになっています。とくに会員委員会（GMT)、指導力育成委員会（GLT)、出席委員会などでの、日常の指導教育活動がクラブに義務付けられていることを忘れないようにしましょう。

## (3)　クラブ納入金の滞納の場合

クラブ付則第１条７項では、クラブ納入金を請求受領後 60 日以内に支払わない会員について、幹事は理事会に氏名を提出し、理事会は、その会員を除名するか会員として維持するかを決める。と定めています。

「速やかな会費納入」は、あらゆる任意団体の会員にとって最優先的義務であります。なぜなら、これが守られないと、その団体は成り立たなくなるからです。とくに奉仕団体においては、会費の滞納は奉仕活動を弱体化させる原因になります。幹事は、会員個々の会費納入状況を日頃からよく把握し、事前に問題の発生を食い止めるようにしましょう。

## (4)　国際理事会方針書による解釈

**①「善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人」（国際会則第８条第２項,**

**クラブ会則第３条１項）という語句の解釈**

「この語句は、ライオンズクラブ入会見込み者だけではなく、現在の会員にも該当する。また、ライオンズ会員が、裁判所において道徳的に卑劣な罪に問われ、有罪を認めたか、有罪の判決を受けた場合、同会員は善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のあるとの条件を満たしていないので、ライオンズクラブから除名されなければならない。さらに、道徳的に卑劣な罪に対し有罪判決が下された場合、課せられた刑を務め終え、これ以上の制約が課されていなければ、その個人はライオンズクラブ入会の招請を受ける資格を持つ。」

**② 方針上の解釈**

国際会則、理事会方針、ライオニズムの目的に対する会員による違反行為について、個々の会員が国際会則および付則、理事会方針またはライオニズムの目的に反する行為をしたと国際理事会によってみなされた場合、次の処置が取られます。

(a) その会員と所属クラブに対して違反を通告し、その行為の即時中止を言い渡す。

(b) その会員が国際理事会の指示に従わなかった場合、その会員を退会させるようクラブに通告する。

(c) クラブが上記通告を受けてから 30 日以内にその会員を退会させなかった場合、クラブはステータス・クオに処せられる。

# 第５章 会員委員会について

会員委員会の制度を変更するため、ライオンズクラブ会則および付則標準版の一部が改正され、1990 年７月１日より発効しました。これは、1989 年７月の国際理事会で決定されたもので、会員状況への対応を強化するためにとられた措置であります。

クラブによっては、順調に会員増強が進められているところもあるでしょうが、さらに対策に一貫性と継続性を持たせるため、会則改正が行われたものであります。

2017 年３月の国際理事会において、クラブ会長がファシリテーターを務めるグローバル・アクション・チーム（GAT）が設定され、その重要なメンバーとして会員委員長が指名されています。
（クラブ付則第３条第７項会員委員長（a）～（ｊ））

## (1)　会員委員の選出の要点（クラブ付則第５条１項（ｄ））

- 会員委員会には、前年度会員委員長、会員副委員長、ならびに新会員勧誘および（または）会員の満足度向上に関心のあるクラブの会員を含めるべきです。
- 会員委員長はクラブ役員となり、クラブ理事会構成員となります（任期１年)。

## (2)　会員委員会の委員選出の手順

（ア）　まずクラブの指名委員会で、他のクラブ役員候補者とともに会員委員会メンバーの候補者を決めておきます。会員委員会メンバーの数は、クラブの実情による。

（イ）　その候補者名は、3 月に開かれる指名会に、他の役員候補者名とともに提出されます。指名会の席上、会員は他の候補者を指名することもできます。

（ウ）　最終的には、他の役員候補者と同様に、選挙会（4 月 15 日までに開かれる）において選出されます。

## 【参考】グローバル・アクション・チーム（ＧＡＴ）とＬＣＩＦ・マーケティング

会員委員長は主としてクラブ GMT に指名されています。そして GLT・GST・GET・WYPT（FWT）を含めて GAT と呼ばれるようになりました。
また、GAT と LCIF が連携して奉仕活動を広げ会員増強に努めることとなりました。
さらにこれらの５チームに加えマーケティングが直接協力し、会員増強・指導力育成・奉仕に成果が上がるように進められています。（クラブ付則第３条第７項～第９項）

# 第6章 クラブ役員の選出について

## 1.　クラブ役員の役職ならびに資格について

クラブ役員とは、クラブ会則第７条１項に定められている次の役職のことです。
会長、前会長、副会長（複数）、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長ならびに会員委員長。

また、クラブ付則第２条３項では、「グッドスタンディングの正会員以外は誰もクラブの役員になることはできない」と明記されています。ただし、正会員同等の義務を果たしている終身会員も役員に選出される権利があります。（国際付則第 11 条第７項，クラブ付則第１条１項（e））

クラブ役員は、そのクラブの執行部となってクラブ発展の重責を担うもので、単なる名誉職ではありません。年功序列や論功行賞的な意味で選ぶのは間違いです。クラブのため情熱を燃やし、十分に働いてもらえる人を選ぶようにしましょう。

また、クラブ役員の経歴は、地区ガバナー候補者の資格とも関係しますので、会則に定められた手続を踏んで選出するよう心掛けましょう。

## 2.　選出について

ライオンズクラブの役員選挙は「指名・選挙」という最も民主的な方法が、基本の考え方となっており、その手続が規定されています。一言でいうと、まず自分が良いと思う候補者を自由に指名することができます。そして、みんなで出し合った指名候補者の中から、最適任者を選び出すやり方です。言い換えれば、最も良い人を選ぶため「指名する自由と選ぶ自由」が完全に保障された制度です。

日本においては、このやり方は、なじみにくいのでしょう。椅子を争うかたちの選挙は、後遺症があり、事後のクラブ運営に支障をきたすという理由から、事前調整による円満な“無投票選挙”が多いようです。

その傾向は、今のところやむを得ないとしても、民主的な指名・選挙制度の本質を理解し、必ずクラブ付則第２条選挙による手続きをとるようにしましょう。

以下、順を追ってその手続きを説明します。

### (1)　年次選挙

理事を除くすべての役員は毎年選出され、７月１日に就任する。任期は７月１日から１カ年または後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は選挙後速やかに MyLCI にて次年度の役員を登録する。（MyLCI マニュアル参照）

### (2)　理事の選挙

理事は半数ずつ毎年選出され、選挙直後の７月１日に就任する。任期は７月１日から２カ年または後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第１回選挙では、２年任期および１年任期の理事を各半数ずつ選出する。

## (3)　指名委員長ならびに指名委員の任命

2月に（1月でもよい）会長は指名委員長ならびに指名委員を任命します。3月に開催される指名会に上程する、次期の役員候補者名を提出させるための委員です。委員の数は、会員数に応じ、5名から9名程度が適当でしょう。

委員の選任は、あくまで会長の任命権に基づくものですが、通常次のことが配慮されます。

- 継続性を維持するためクラブの実情に精通した会員
- 各年齢層を代表する会員
- ライオン歴の長い者、短い者、それぞれの声を反映できる会員

なお、指名委員の任命が終わったら例会で発表し、クラブ内に周知させておきましょう。

## (4)　指名委員会（クラブ付則第２条４項）

2月中に指名委員会を開きます。招集者は会長あるいは指名委員長です。会長は次期役員を選出する責任者ですから、必ず職権委員として出席し、指針を示すようにします。また、指名委員会の委員長は、会長が任命しておきます。この委員会では通常、役員の定数だけ候補者を選考します。

開会に当たり、クラブ会則第7条役員、第8条理事会のところを読み上げ、クラブ役員の任務について認識を深めておくことも必要でしょう。

役員候補者を選ぶ基準としては、まず「グッドスタンディングの正会員および正会員と同等の義務を果たしている終身会員の中から」クラブのため積極的に働いてもらえる責任感の強い人を、ということになるでしょう。いずれにしても会議の時間は十分に取っておくように配慮しましょう。

## (5)　指名会（クラブ付則第２条５項）

指名会は毎年3月または理事会の決定により開かれます。その日時、場所は理事会で決め、少なくとも14日前までに会合の開催通知を、文書または電子メールなどの手段により、または直接、本クラブの各会員に通知します。

指名会は会長が主宰し、以下のことを行います。

① 指名委員会でとりまとめた役員候補者名を指名委員長または会長より報告する
② 会員は自ら、あるいは指名委員会の発表した以外に推薦したい人があれば、その場においてのみ、自由に候補者を指名することができる
③ 以上で指名会は終わり、役員候補者の指名は締め切られる
④ ただし、指名会から選挙会にいたる間に、指名された候補者がなんらかの理由によって役員就任が不可能になった場合で、他に推薦された候補者がいないときは、指名委員会はその役員の追加候補者名を選挙会に提出することになる

## (6)　選挙会（クラブ付則第２条６項）

選挙会は毎年4月または理事会の決定により開かれます。その日時や場所は理事会で決定し、幹事は、その日時の少なくとも14日前までに会合の開催通知を、文書または電子メールなどの手段により、または直接、本クラブの各会員に通知します。

この通知書には、指名会で承認された全候補者の氏名を記載します。そして前記④の追加候補者のある場合を条件に、選挙会ではこれらの候補者のみに対して投票が行われることを明記しなければなりません。選挙会において、会員は候補者を指名することはできません。

定数通りの候補の場合、投票は省略し、会長が候補者の氏名を読み上げて確認します。候補者が定数を上回る場合は、その役員についてのみ無記名投票により、最高得票者を選出します。

≪参考≫

- クラブ付則第５条１項会員委員会委員の選出については、第５章で詳しく記載しましたが、他の役員候補者と共に、指名会、選挙会において選任されます。
- 選出された役員のうち会長、幹事、会計の氏名・連絡先等を地区キャビネットの要請に従って報告しておきましょう。

## (7)　投票（クラブ付則第２条７項）

選挙は出席している有資格者が無記名投票によって行うものとする。

## (8)　投票要件（クラブ付則第２条８項）

役職候補者が選出されたとみなされるためには、過半数の得票が必要である。このような選挙の場合、過半数とは白紙および欠席を除く有効な投票合計数の過半数を超える数を意味する。もし、第１回目投票および続く投票において、いずれの候補者も過半数を得られない場合、最低得票の候補者を除いてから、１名の候補者が過半数票を得るまで投票を続けて行う。いずれの投票においても同数得票の場合は、同数得票者の間で１名が選出されるまで投票を継続して行う。

## (9)　就任不可能の被指名（クラブ付則第２条９項）

指名会から選挙会に至る間に、指名された候補者がなんらかの理由によってその役職への就任が不可能になった場合、他に推薦された候補者がいないときは、指名委員会はその役員の追加候補者名を選挙会に提出する。

# 第7章 クラブ役員の欠員補充について

クラブ役員がなんらかの理由で欠員を生じた場合は、クラブ付則第２条10項、11項の規定によって、速やかに欠員を補充し、クラブ運営に支障をきたさないようにしましょう。

## (1)　任期途中の役員の欠員補充（クラブ付則第２条10項）

（ア）　会長、副会長が欠員となった場合

1. 副会長が順位に従って昇格する。
2. この昇格規定によって会長職または、第一副会長または第二副会長職が埋まらない場合は、理事会は直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時および場所を決定し、14日前にグッドスタンディングの各会員に会長職（または第一・第二副会長）を埋める選挙が行われる旨、通知し選挙で選ばれる。

（イ）　その他の役員（幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長、会員委員長）に欠員が生じた場合

1. 理事会においてその残任期間の後任者を任命する。

（ウ）　理事に欠員が生じ、理事会の定足数（構成員の過半数）を満たすことができなくなった場合

1. 例会における選挙で空席を埋める。
2. その通知は残りの役員または理事によってなされるが、役員が残っていない場合は、いずれの会員が行ってもよい。
3. 通知の方法は、下記（2）役員予定者の欠員補充の例による。

## (2)　役員予定者の欠員補充（クラブ付則第２条11項）

役員に選出された者が７月１日の任期の始まる前までに就任が不可能になったり、就任することを拒否した場合

1. 会長は特別指名会および選挙会を招集する。
2. その手続きとして、会長は14日前に目的、日時、場所を記載した通知書を各会員に送付する。

   選挙は、指名締切後、直ちに行い最高得票者を当選とする。

# 第8章 会合の出席および出席メーク・アップ

ライオンズクラブの正・準会員および正会員と同等の権利を望む会員は、例会に出席する義務があります（準会員は、正会員籍のある第１クラブで、第２クラブでは不要)。また、理事会、委員会構成員として、選出または任命された会員は決められた日時、場所の会合に努めて出席すべきです。(国際付則第 11 条７項,クラブ付則第１条８項)

## 会合の出席

ライオンズクラブは任意の奉仕団体であり、それゆえに厳正なる出席がクラブ運営や活性化の重要な基本です。**出席を厳しくすると退会者が出るという説もありますが、厳正な出席が定着すればクラブの運営が容易になり活性化につながります。**

年間皆出席賞は、12 ヵ月間本クラブの定例の例会に出席しているか、または例会を欠席した時は規則に従ってメーク・アップをした会員に与えられます。

クラブによっては、年間純出席賞を設けているところもあります。

## 出席メーク・アップ規則

(1) 例会の前後それぞれ 13 日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。
   a. 他クラブの例会または特別会合への出席
   b. 所属クラブの理事会の会合への出席
   c. 所属クラブの常設委員会の正式会合への出席
   d. 所属クラブ主催の会合（クラブ・アクティビティ資金獲得活動を含む）への出席
   e. リジョンまたはゾーンの会合への出席
   f. 国際大会、東洋東南アジア・フォーラム、複合地区、地区大会、またはその他の正式なライオンズの会合への出席
   g. 前記期間中における国際本部、外国の地区または複合地区事務局訪問
(2) 病気のため欠席した会員は医師の診断書を提出することによって自動的に出席したものと見なされる。
(3) 証人として裁判所出席、公務出張、公職選挙法による公務、条例の要請のため欠席した会員は出席したものと見なされる。この場合証明書の提出を求めるかどうかはクラブの理事会が決定する。
(4) 職務の関係で相当日数にわたる出張（海外出張を含む）のため、例会に出席不可能であり、クラブが正当と判断した場合は出席と見なされる。
(5) メーク・アップにより 100%出席を達成しても例会出席者が定足数に達しないときは会合は成立しない。
(6) 近親者（配偶者、２親等内の血族および１親等内の姻族）の喪に服する場合、10 日間以内は出席と見なされる。
(7) 妊娠または出産のために会員がやむをえず例会を欠席しなければならない場合、クラブ理事会と

その会員が適切であると合意した期間は、出席したものと見なされる。

⑻ 会員が出席メーク･アップの必要要件を満たしていることを証明する責任はクラブ幹事である。

⑼ 例会出席は、クラブとして例会が成立するか否かの必須要件であり、メーク・アップは会員個人の会員資格に関する要件である。

上記メーク・アップの規則の採択はライオンズクラブ会員の決議による。

2014 年国際協会は例会のあり方を見直し、厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはＥメールやスマートフォンを使う混合タイプの３種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。

# 第9章 クラブ会費・その他の拠出金について

## (1)　クラブ会費

クラブの会費はクラブ運営の根幹となるものであり、その徴収は公平平等をむねとし、支出については細心の注意を払って合理的な支出を心がけなくてはなりません。適切な事務局運営を、クラブ幹事を中心にして検討しなければなりません。国際付則第 11 条第４項 クラブの責務（a）では、「国際会費、地区（単一／準／複合）会費、およびクラブ運営に必要な経費など、最少限度の年会費を会員から徴収する。」と規定しています。

### ① クラブ会費決定の際の留意点（クラブ付則第７条）

クラブ会費は、それぞれのクラブがその額を自主的に決めることになっています。

### ② 会費値上げの前に

クラブの運営自体が財政的に困難になった場合には、直ちに値上げに走らないで、まず支出予算の切り詰めと合わせて、クラブ内でそのために必要な募金計画（臨時会費の徴収、運営寄付金の募集も含む）を例会の承認を受けて実施すべきでしょう。会費の値上げには慎重を期しましょう。

### ③ 会費改正の手続き

会費を改正する場合は、クラブ付則第７条２項の改正となりますので、クラブ会則第１２条の手続によらなければなりません。このことは厳守してください。

### ④ クラブ経常年間会費に含まれる納入金（参考）

| | | | |
|---|---|---|---|
| （ア） | 国際会費 | 国際付則 | 第 12 条第２項 |
| （イ） | 国際大会費 | | |
| （ウ） | ライオン誌購読料 | | |
| （エ） | 一般社団法人日本ライオンズ賛助会費 | 複合地区会則 | 第 11 条３ |
| （オ） | 複合地区運営費 | 複合地区会則 | 第 11 条３ |
| （カ） | 複合地区大会費 | 複合地区会則 | 第 11 条３ |
| （キ） | 地区費 | 複合地区会則 | 第 23 条３ |
| （ク） | 地区大会費 | 複合地区会則 | 第 23 条３ |

## (2)　その他の拠出金

### ① 事業資金の徴収

事業資金を会費と同時に一定額を事前に徴収することは、国際付則第 11 条第４項（a）およびクラブ付則第７条２項に照らして疑義があることは、ライオンズ必携前文でも指摘されている通りです。会費は必要最少限の額で明確な目的のもとに徴収するのが建前ですが、多くのクラブが明確な目的の決まっていない事業資金を積み立てている現状を考えていただき、この際アクティビティの実施方法と合わせて、事業資金の徴収方法を改めるよう検討すべきです。

### ② その他の拠出金の徴収

その他の拠出金の徴収についても、この際、真に必要であるか、また会則との関係においても問題はないかなど、検討が必要でしょう。

# 第10章 ドネーションとファイン

## (1)　ドネーション　Donation（寄付金）について

一般市民からの寄付金は、すべて事業資金に入れられるべきです。会員の寄付に関しては、特に奉仕事業のためにと指定された場合には必ず事業資金に入れるべきですが、会員が特に目的を指定しないで寄付した場合には、運営資金に入れてもよいことになっております。

つまり、会員からの寄付は、その目的が指定されていない限り、どちらに入れてもよいということです。しかし、いったん運営資金に入れられたものを事業費に回すことは許されても、その逆は許されません。（1981 年 5 月 29 日付国際本部よりの書簡より）（ライオンズ必携第 60 版 P239）

また、会員がドネーション（寄付）をする場合、用途をはっきりさせておけば問題はありませんが、明確にされていないまま寄付された場合、事業資金とするか、運営資金とするか、その取り扱いを理事会で決定するようにすれば、問題はありません。

## (2)　ファイン Fine（罰金）について

例会その他の会合で、その場の空気を沸き立たせ、会員相互の親睦を図る目的で、テール・ツイスター（設置は任意）はファインを課す権限をもっています。

1 会合で同一会員に 2 回を超えてファインを課してはいけません。また、テール・ツイスターからファインを取るには、満場一致でなければなりません。ファインは金額的にも僅少なので、アクティビティ資金の当てにするべきでなく、運営費に繰り入れるのが原則です。

ファインの額は、従来は 1 回 100 円を超えてはならないとクラブ会則で決められていました。1996 年 7 月のクラブ会則の改正により、ファインの額はクラブ理事会がその上限を定めることができることとなりました。ただし、ファイン（罰金）の性質からして、あまり高額に定めることは避けるべきでしょう。

例会に出席した会員全員の賛成がない限りテール・ツイスターにファインを課すことはできません。（ライオンズ必携第 60 版 P28／クラブ会則第 8 条第 3 項（i）／クラブ付則第 4 条 5 項）

# 第11章 クラブ事業資金の獲得

## (1)　資金獲得事業の意義

ライオンズクラブにおける奉仕事業の資金は、資金獲得のための事業を行い、その純益を当てるのが本来のあり方です。

ところが日本の多くのクラブは、会員の拠出金や会員の寄付金（ドネーション）に頼り、資金獲得のための事業は、それほど活発ではありません。それは国情の違いから来るものかもしれませんが、欧米のライオンズクラブでは「奉仕事業は資金獲得活動から始まる」と考えられています。

## (2)　資金獲得事業に関する規定および制限

「資金獲得事業の手引き（Fund Raising Manual）」（国際協会発行）によると、以下のようなことが書いてあります。

- 事業資金は資金獲得運動を行って、広く地域社会の協力を得て集めるものであり、その金額をクラブ会員の選んだ奉仕活動に割り当てなければならない。
- 一般人から集めた資金は、一般人の利益のために、また寄付募集の際に説明した資金募集の目的そのもののために使われなければならない。この資金からは資金獲得事業に直接関係した経費だけ差し引くことができる。従って資金の一定率を運営費に回すことも禁止されている。
- クラブの運営に必要な資金は、会員からの会費や寄付（ドネーション）から成る。運営資金を事業費に回すことはできても、事業資金を運営費に回すことは、たとえ一部でも許されない。

また、資金獲得のために販売する商品に、ライオンズの名称または紋章をつけることは禁じられています。ただし国際本部法律部の許可を得れば、資金獲得用の特別シールを使うことができます。

アメリカ等では、このシールの貼られた商品は、ボランティアの目的のためであることが一目でわかり、その品物を普通の値段より高く買う習慣が定着しています。そうしたこともあって、悪用されないように、名称および紋章の使用が厳しく制限されています（国際付則第１条）。

## (3)　資金獲得事業の種類

過去のアメリカの調査によりますと、地区ガバナーの45%が地域社会の行事を最善の方法として選び、次に10%がビンゴゲーム等を最善とし、続いて食料品販売、商品販売、募金運動の順で選んだというデータもあります。しかし、その純益額の順位は１位運試し等のゲーム、２位募金活動、続いて地域社会の行事、食料品販売、商品販売となったそうです。

最低と見られた募金運動が２番目に純益を得られるという結果になったことで、大いに見直されています。以上の点は日本でも参考になると思われます。

## (4)　成功する資金獲得事業

資金獲得事業において重要なことは、クラブ会員の全員が協力することと、地域社会内で広報活動を上手に行うことです。どのような資金獲得事業を行うにしても、その目的を一般市民に PR する必

要があります。事業終了後にも、寄せられた資金がどう使われたか報告する義務があります。

またクラブの会員にも、事業内容とその目的が十分に説明され、理解されなければなりません。単に仕事を振り当てるだけでは駄目です。仕事の結果、どのような人道主義的奉仕が施されるかが理解されれば、会員の熱意は増して来るでしょう。

事業計画の際には、地域社会の調査も重要です。クラブの境界線外で資金募集を行う場合、関係クラブの了解を得ておく必要があります。また地元の商店などと競争するような状態にならないよう注意することも必要です。

アクティビティは「地域社会への奉仕である」そして「単年度の事業が好ましい」として、複数のクラブによる広範囲の協同、統一的なものや長期にわたる継続的なものの展開がタブー視されてきたきらいがあります。しかし、ゾーン、リジョンあるいは地区の統一アクティビティをはじめ多数のクラブの共同によるものは、それなりに成果が大きいといえるでしょう。また“継続は力なり”単年度のものを積み重ねる継続アクティビティも必要であります。

しかし、いずれの場合でも、アクティビティの実施主体は各クラブであることを、しっかり認識しておかなければなりません。

## (5)　資金獲得事業のテーマ選択

テーマの選択に当っては、時代の求めるものを選びましょう。また、実際の計画の調整や準備などの作業において、クラブの全員参加の実を発揮できるようなものを選ぶべきです。

以下に、その参考例を列記します。

- 住民の集まる場でのチャリティバザール
- クラブ例会その他の会合でのオークション
- チャリティー美術展
- チャリティソフトボール大会
- チャリティー歌謡祭、劇団公演、映画
- チャリティーゴルフ
- クラブ主催のチャリティー大会（ダンスパーティ、カラオケ大会）の参加料徴収
- 団体簡易保険料の手数料収入
- クラブ菜園の収穫売却収入
- 市民茶会の利益収入

【 注　記 】　国際協会ホームページの画面上部に　検索「 Q 」　があります。
「資金獲得ガイド」と入力して 検 索 をクリックすれば「[pdf] 資金獲得ガイド」という項目が出てきますので、ダウンロードしてください。
〇計画チェックリスト〇ボランティア計画〇ワークシート〇広報チェックリスト
国際協会が現時点で提供しているツールキットです。それぞれに沿って自由な発想で資金獲得策を練ってください。

# 第12章 決算およびクラブ財産の引き継ぎ

## (1)　決算

- 会計年度末において、各経常会計は決算を行わなければなりません。
- 決算に当っては、負担金の完納はもちろん、引継ぎを容易にするため、未払い金、未収金、仮払金、仮受金などの未処理勘定をできるだけ整理しなければなりません。
- 幹事は会計と協力して、年度終了後できるだけ早い機会に決算書を作成して監査を受けたうえ、前年度の理事会に提出します。
- 前年度理事会はこれを採択した後、例会に報告してその承認を求める。報告は次年度第２例会終了までに行なわれることが望ましく、報告者は直接担当者の前年度幹事が適当でしょう。

## (2)　クラブ財産の引き継ぎ

- 前年度理事会は、例会の承認を受けたクラブ財産（財産目録）を当年度理事会に申し送り、当年度理事会が帳簿上の処理を行うのが妥当です。
- 会食費会計の当年度収支差額は繰越とせず、運営費会計または事業費会計に繰り入れるべきです。
- 事業費会計の残高は、資金の性質上、次年度の事業費会計へ繰り越すべきです。
- 運営費会計の当年度収支差額は、次年度の運営費会計へ繰り越す。但し、当年度収支差額が多額の場合は、次年度会費の改正を検討すべきです。繰り越される金額は、年間収入の２～３カ月分が適当です。
- 従前に繰り入れた積立金は運営予算の枠外に置かれたもので、それが運営費のみからなっていてもこの使用は運営費のみに限る必要はないと解されます。但し、その使用は例会の決議を要します。
- クラブ財産の引継ぎは、決算が例会の承認を得次第、遅くとも７月中には行なわれるべきです。
- 前年度幹事は自己の管掌する一切の帳簿および書類を幹事に、前年度会計は、その保管する現金、預金通帳および自己の管掌する一切の帳簿・書類を会計に、前年度ライオン・テーマーはその管理する物品を什器備品台帳とともにライオン・テーマーにそれぞれ引き渡します。その際、必要な説明を付し、会長および前会長はこの引き継ぎに立ち会います。
- 正式な引継ぎが行なわれる以前に、当座の運営費に引き当てるため、前年度理事会は、運営予算繰越金の一部を次年度理事会に前渡するようにします。
- 帳簿、その他書類の保存期間は、５ヵ年程度が適当でしょう。
- 詳細については、役員必携「第３編 クラブ会計」を参照してください。

# 第13章 監査について

## (1)　監査に関する規定

理事会は、年 1 回または必要と認めたときはさらに頻繁に、本クラブの会計および運営の記録の監査を受ける。また、本クラブの役員、委員会、あるいは会員によるクラブ資金の扱いについて会計報告を要求する、または監査を受けることができる。

本クラブのグッドスタンディングの会員は、要請すれば、妥当な日時に妥当な場所で上記監査または会計状況を検査することができる。（クラブ会則第８条３項（d））

## (2)　監査委員の任務と選任

監査委員の仕事は、クラブの会計およびその執行について監査するもので、会計監査のみではありません。

監査は本来、公認会計士によるのが理想ですが、必ずしもそこまでする必要はありません。クラブ活動に精通し、会計のこともよくわかる者を、会員中から 2 名程度、監査委員に選任して、監査させるのがよいでしょう。

監査委員の選任は、ことの性質上、選挙によるのが最善です。従ってクラブ役員の選挙の際、同時に選挙しておくことです。

## (3)　その他

- 12 月末および６月末の会計報告には、監査結果の意見を付すこと。
- 財務委員会は、幹事および会計が会計監査または財務報告の準備をする場合、助言と援助を行うこと。
- 会計は監査に当っては、銀行の残高証明を用意するようにしましょう。

# 第14章 クラブ周年記念について

## (1)　提言の趣旨

クラブ運営の活性化と、会費の値上げ抑制を図ることを主眼に、周年記念会合と周年記念事業のあり方について提言します。

## (2)　周年記念の会合について

クラブ付則第６条７項には「チャーター・ナイト周年記念会を毎年開催することができ、その際には、ライオニズムの目的および道徳綱領ならびに本クラブの歴史が、特に強調される」とあります。クラブ周年記念の会合を開催する本旨は、クラブが毎年催すべきチャーター・ナイト周年記念会の目的を、より一層強調することにあるといえます。

周年記念大会は５年または 10 年目の区切りのよい年に開催されるので、勢い演出や趣向を凝らしたお祭り的な傾向が強くなりがちです。そのこと自体は一概に否定できないにせよ、大会の本旨をわきまえ、余りにも盛大華美な催しを競い合うような風潮に陥らないようにしたいものです。

なお、５年刻みの記念式典は、チャーター・ナイトとは全く趣を異にするものです。クラブの記念式典は、どこまでもそのクラブ自体が今日まで発展しつづけてきたことを会員同士が喜び合い、さらに将来への発展とライオニズムの高揚を再認識しあうものと理解し、クラブ結成５年、15 年は別として、以後は10年刻みにしてもよいと思われます。ただし、25年・50年はシルバー、ゴールド・アニバーサリーであることから、国際会長を招待することもできる重要な式典です。該当クラブは十分その趣旨を生かした、意義ある企画を行うようにしてください。

## (3)　周年記念式典開催の際の注意事項

- クラブ会員どうしの祝い事とする。
- 記念にふさわしいアクティビティを考える。
- 家族の協力に感謝し、より認識を高める計画を考える。
- 招待者の範囲はクラブの自主性によるがその一例は次の通りである。
    ①　地区ガバナーおよび随行者
    ②　第一・第二副地区ガバナー
    ③　元地区ガバナー（当該リジョン内）
    ④　開催地を管理するリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン
    ⑤　開催クラブに特別関係のあるスポンサークラブの会長、幹事、および地域の有志

## (4)　周年記念事業について

わが国が経済大国として発展した今日、旧態依然として行政への寄付行為を周年記念事業に取り上げることは、奉仕団体たるライオンズクラブを、単なる寄付団体として地域社会に印象づける要因ともなるので、十分配慮して安易に採り上げることのないようにしたいものであります。

# 第15章 L の呼称について

## (1)　L の呼称廃止の理由と現状対処

ライオンズクラブ会員の氏名の前にL（ライオン）の文字を付けたり、氏名の前後に「ライオン」という呼称を付ける習慣は、336 複合地区および同複合地区内準地区キャビネット主催の諸会合では、廃止しようと申し合わされています。

使用しなくなった主な理由としては、次のようなことが考えられます。

- 国際的交流の多いライオンズクラブの諸会合で、名前の前に L を書き加えると、英文の場合、名前のスペルを間違えたことになる。
- 一般の人に奇異な感じを与え、ライオンズクラブに対し閉鎖的組織の印象を与える。

336 複合地区内のクラブにおいても、「ライオン」の呼称を廃止するクラブが増えてきており、例会などでも、親しみやすい「さん」付けで呼ぶといった傾向になってきています。

しかし、全日本レベルの会合において L の呼称が使われている、あるいは、ライオン誌日本語版で氏名の前に「ライオン」という文字が付けられている、また、ライオンと呼ばれることに誇りを感じている等の理由で、L（ライオン）の呼称を使用しているクラブもあります。

また他クラブ訪問時や、初対面あるいは年の差が歴然としている時など「○○さん」と呼ぶことに抵抗感を覚える場合も多く、その場合L ○○や○○L と呼称した方が無難と判断する傾向もあり、全てにLの呼称廃止には至ってない実情もあります。

いずれにしても、クラブ・メンバーの自主性を尊重すべき問題ですが、基本的にライオンズ会員以外の方が同席されている場合には使用しないというのが、最低限のマナーではないかと思われます。

## (2)　L に代わる呼称の一例

Lの呼称の取り扱いは各クラブが自主的に判断すべきものですが、参考までに、Lを廃止した場合の呼称の例を記しておきます。

① 例会等で呼ぶ場合の例　　○○○○さん

② 例会を含む公式会合で、役職者を紹介する場合　　○○○○会長
（※ 役職名を氏名の後へ付ける）

③ 出席者名簿に記載例　　地区ガバナー　○○○○
（※ この場合は、（敬称略）の記載が必要）

出席者名簿に従って紹介の場合は、②の例（役職名を氏名の後へ付ける）が望ましいでしょう。③のように敬称省略を断り、記載通り読み上げる方法は、一般的にはあまり行われません。

# 第16章 クラブの責務と禁忌事項

## (1)　クラブの責務

ライオンズクラブは、国際理事会が随時定める手順に従って認証状が正式に交付された際に、結成されたとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受理することは、国際協会会則および付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づき、本会則および付則によって解釈され統制される関係を、国際協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。(国際会則第８条第１項)

国際付則第 11 条第４項「クラブの責務」は、国際協会が定めた単位クラブの責務なので、クラブ運営上必ず遵守しなければならない、大変大切な事項です。

## (2)　国際付則第 11 条第４項「クラブの責務」

各クラブは、グッドスタンディングを保つために下記を行う。

(a)　ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、地区（単一、準、複合）会費、並びにクラブ運営に必要な経費など、最少限の年間会費を会員から徴収する。

(b)　国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局に提出する。

(c)　会則および付則、ならびに国際理事会の方針に従う。

(d)　国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争処理手順に従って、クラブ・レベルで起こる紛争の解決に努める。

上記以外にクラブの責務として

(a)　クラブの例会は、理事会に推薦されクラブで承認された日時および場所で、開かれる。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が例会および/または催しについてクラブの全会員に的確に連絡し参加を促すのに適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会は、クラブの会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。（クラブは毎月少なくとも１回会議、催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される)。(クラブ付則第６条３項)

(b)　クラブ正会員および正会員同等の権利を希望する終身会員に対し、クラブの会合と活動への規則正しい参加を奨励する（クラブ付則第１条１項（a）(e))。

(c)　会員に対して、本クラブが地域社会によい印象を与えるような言動を求める。(国際付則第 11 条第７項，クラブ付則第１条１項)

(d)　クラブは定数全員の代議員を地区・複合地区大会・国際年次大会に派遣し、そのために必要な経費を支払う権利を持つ。(クラブ会則第９条１・２項)

(e)　毎年４月または理事会の決定により開かれる選挙会において次年度のクラブ役員を選出し、７月１日に就任させる。(クラブ付則第２条)

(f)　チャーター・ナイト周年記念会を毎年開催することができ、ライオニズムの目的および道徳綱領ならびに本クラブの歴史が、特に強調される。(クラブ付則第６条７項)

(g)　理事会が定める日時及び場所で、ライオンズの毎会計年度終了と併せて、本クラブの

年次会議を開催する。この会議では、任期を終わらせる役員がその最終報告を行い、新しく選出された役員が就任する。（クラブ付則第６条５項）

## (3) 禁忌事項

(a) 会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。また、クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨時支出の要請または提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。（クラブ付則第９条６項）

(b) 幹事から文書による通知を受けてから 30 日以内に本クラブに対する負債を支払わない会員は、その全額を納入するまでグッドスタンディングでなくなる。グッドスタンディングの会員だけが本クラブにおいて投票権を行使することができ、役員になることができる。（クラブ付則第１条２項）

(c) クラブは公職の候補者を後援または推薦してはならない。また、クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない（国際会則第２条（g)、クラブ会則第２条（e)、クラブ付則第９条３項)。

(d) クラブの役員および会員は自らのライオン歴を推進させる場合を除き、どんな個人的、政治的その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。（クラブ付則第９条４項）

(e) 国際会則第４条並びに国際付則第１条の規定に従い、国際理事会が要求する通りの文書による同意と認可なしには、国際協会および正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用してはならない。

(f) 名誉会員または準会員を除いて、いかなる会員も同時に２つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。（国際付則第 11 条第８項、クラブ付則第１条３項）

(g) 会員名簿は、理事会の承認なく、それを請求する者に配布してはならない（複合地区会則第 29 条(8)）。

(h) ライオンズクラブが、活動の過程で得られた会員、寄付者、人道援助の受益者、その他の人々の個人情報を使用する場合には、その行為がプライバシーの侵害に当たらないかを考慮するとともに、共通の指針に従う必要があります。

(i) クラブおよび会員は、他のクラブおよび会員に対し、資金、物品および援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。（文書には、郵便のほか電子メール、ファックス、ＳＮＳなどのすべての電子的手段を含む)。

(j) 「会員が同時にライオンズクラブと同じような性格を持つ他の団体の会員になることはできない。」の規定は、2003 年デンバー国際大会で附則の改正により削除された。

(k) ライオンズクラブ及び会員は、人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる状況によっても差別してはならない（国際理事会方針書第 17 章Ｉ）

# 第17章 会員カードについて

(オフィシャル・メンバーシップ・カード)

## (1)　身分証明書としての会員カード

会員カードは、公式に会員を証明する唯一のもので、極めて重要なものであります。ライオンズクラブのメンバーとして公式な行動をとるときは必ず携行するようにしましょう。

メンバーが常に身に着けて出かけるようにする３つの重要なものがあります。それは襟に付けるライオン・ピンと貴重品とともに携行する会員カード、そしてもう１つはライオンズ必携です。

このうち、会員カードはライオンズクラブ会員の身分証明書であると同時に、その会員がグッドスタンディングであることを証明するものでありますから、発行の際、十分注意してください。

## (2)　入手方法ならびに会員への配布

会員カードは、MyLCI の「会員カード」から印刷することができます。

クラブ幹事は、年度初めに 1 年間の身分を保証する意味で、必要事項と翌年 6 月 30 日の期限を明記して手渡します。その際、カード表面の本人署名欄には必ず自署するよう指導してください。

なお、国際大会参加の際は必ず携行するよう指導してください。代議員資格証明書とともに提示を求められることがあり、その場合は下半期（6 月 30 日迄）グッドスタンディングであることを証明したものが必要となります。

**（役員必携「第 2 編 クラブ運営　6. 会員の維持、増強および移動（1）会員の維持　ニ. 会員カード参照」）**

Lions Clubs International

This is to Certify That Lion

TARO YAMADA（1234567）

Of The Lions Club of TOKYO JAPAN

Is in good standing until 06/2023

Member's Signature:　　(本人署名)

(クラブ幹事または会計署名)

Club Secretary or Club Treasurer Signature

MyLCI マニュアル（2022.9 更新版）
12.会員カードの印刷を参照

# 第18章 終身会員の取り扱いについて

## (1)　終身会員とは（国際付則第 11 条第 7 項，クラブ付則第 1 条 1 項（e））

終身会員の有資格者、その申請手続き、および権利・義務などは下記の通り。

ア　20 年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し会員としてその功績の著しい者（25 年が 20 年に短縮。第 73 回国際大会 '90/7）

イ　病気で重篤である者（第 74 回国際大会 '91/6）

ウ　15 年以上正会員であり、少なくとも 70 歳に達している者（第 66 回国際大会 '83/6）

〔備考〕① 正会員としての在籍年数が継続でなく通算でよいことになる（第 77 回国際大会 '94/7）。

② 賛助会員の在籍年数も終身会員の対象となる（第 80 回国際大会 '97/7）。

上記の有資格者は次の手続きにより、終身会員となることができる。

a. 国際協会に対するクラブの推薦

b. 今後の国際会費の代りに、650 ドル相当額をクラブから納入（納入義務はクラブにあるがその負担を本人がするか、クラブがするかはクラブ内規で決定する）。

また、元ライオネス会員で、2007 年 6 月 30 日までにライオンズクラブの正会員になった者は、以前のライオネス奉仕歴を終身会員の資格に適用することができる。しかし、2007 年 6 月 30 日を過ぎてからライオンズクラブの正会員になったライオネス会員は、ライオネスの奉仕歴を終身会員の資格に適用することはできない。

終身会員について

＊ クラブは終身会員に対して適当な額の会費を課すことができる。

〔備考〕正会員同等の権利を保持したい者以外は、名誉会員および優待会員との均衡も勘案して、必要最小限度の額が望ましい。

＊ 正会員と同じ義務を遂行しているかぎり、正会員の持つすべての権利を持つ。

＊ 元国際会長は全員、会長の任期が終了した際に、会費支払いも承認も必要とされずに終身会員の地位に就く。（国際付則第 11 条第 7 項）。

＊ 終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。

＊ 終身会員用タブは、クラブ用品部で販売している。

## (2)　終身会員内規の一例

日本にライオンズクラブが結成されてから 60 年を過ぎた現在、「終身会員」の資格をもつ会員も増え、多くのクラブがこの問題に直面することになります。そこで、各クラブ内規作成の参考に一案を掲載します。

# ○○ライオンズクラブ終身会員内規（参考例）

（この内規例は、１つの例として示したものです。従って、各クラブの実情に応じて多少の修正は可能ですが、国際会則・付則に抵触しないよう慎重に行ってください。）

1. 資格（条文自体はクラブで勝手に変更できない）

(1) 20 年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し、会員としてその功績の著しい者。

(2) 病気で重篤である者。

(3) 15 年以上正会員であり、少なくとも 70 才に達している者。

功績の著しい者とは、下記のいずれかに該当する者をいう（ある程度可能）。

① 国際協会から表彰された者

② 本クラブの会長、幹事または会計を務めた者

③ 本クラブのチャーター・メンバー

④ 地区の役職を務めた者

⑤ その他功績が著しいとクラブ理事会が認めた者

〔注〕以上いずれも条文の修正は出来ないが、内規は国際会則・付則および国際理事会の方針に反しない限り可能である。(1) の功績の著しい者には⑤を、また、(2) の重篤である者についても「(医師の診断書に基づき) 理事会が重篤と認めた者」という内規を作って適用するのも一法である。

2. 手続［1. (2) 病気で重篤である者 を除く］

(1) 前項該当者は、クラブ会長に、終身会員となることを申し出ることができる。

(2) 終身会員となることを申し出た会員については、クラブ会長は、次の理事会に提出して推薦を求める。

(3) クラブ会長は国際付則第 11 条第 7 項に定める 650 ドル相当額を国際協会に納入し、送金控えの写しを添付のうえ、所定の書式をもって国際理事会の承認を求める。

3. 権利・義務（国際付則第 11 条第７項，クラブ付則第１条１項 (e)）

終身会員は不在会員、賛助会員などと並立する会員種目の１つであり、原本の国際付則第 11 条第７項,クラブ付則第１条１項 (e) 表示の通り、通常の終身会員の権利・義務は、正会員と同一ではなく別個のものである。ただし、正会員同等の義務を遂行していれば、正会員の持つすべての権利を持つことができる。正会員同等の義務を果たしているかどうかの判定はクラブ理事会が行う。

4. 改正

本内規は本クラブのいかなる例会または特別会合においても、定足数の出席があれば、会員の多数決により改正することができる（クラブ付則第９条１項)。

5. 施行

この内規は○年○月○日より施行する。

［注］ 名誉会員および準会員を除くすべての会員は、同時に２つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない（国際付則第 11 条第８項)。

## (3)　終身会員資格の変更

これまで国際会則がしばしば改正され、そのたびに終身会員になるための資格が緩和されています。

**① 第 73 回セントルイス国際大会（1990 年 7 月）**

「25 年以上継続して正会員」→「20 年以上継続して正会員」

「200 ドル相当額をクラブから納入」→「300 ドル相当額をクラブから納入」（50%アップ）

**② 第 74 回ブリスベン国際大会（1991 年 6 月）**

「病気で重篤である者」が加えられた。

**③ 第 77 回フェニックス国際大会（1994 年 7 月）**

「継続して正会員」→「継続」が削除された（通算でよいことになった）。

**④ 第 80 回フィラデルフィア国際大会（1997 年 7 月）**

「賛助会員の在籍年数も終身会員の対象」として加算される。

**⑤ 第 88 回香港国際大会（2005 年 6 月）**

「将来にわたる国際会費の代わりに 300 ドルを一括で支払う」→「500 ドルを一括で支払う」（60%アップ）

**⑥ 第 93 回ハンブルグ大会（2013 年 7 月）**

「US500 ドルを支払う」→「US650 ドルを支払う」（77%アップ）

**⑦ 月例会員報告書（マンスリー・レポート）のクラブ例会出席率の算出方法**

※ 2013.2.26　国際本部太平洋アジア課

「クラブ例会出席率の算出方法につては、国際会則及び附則及び理事会方針に規定はない。一つの考え方としてはクラブ例会出席義務のある会員種別の会員（正会員＜第一クラブでの＞準会員）を計算する際の分母にし、会則上で出席義務の無い種別の会員は出席時のみ含めて計算することが可能。従って、出席率の計算は各地区あるいは各クラブで決定してもかなわないが、褒賞の対象にしたり、その記録を地区やクラブの運営に役立てるためには、その中で算出方法を統一しておくことが重要と思われる。」

**⑧ サバンナ国際理事会（2016 年 3 月）**

終身会員申請書が改訂され、それまで必要であった国際理事会の承認が削除された。

## (4)　会費の取り扱いに関する原則（クラブ付則第７条）

- すべての会費はクラブが徴収します。
- 国際・複合地区・地区の会費はすべてクラブから納入します。
- 会費の種類・額の決定はすべて、それぞれのレベルの最高機関が決定します。
  （国際会費は国際大会、複合地区会費は複合地区大会、地区会費は地区大会、クラブ会費はクラブ例会）

## (5)　終身会員の例会出席の義務について

第 84 回インディアナポリス国際大会（'01/7）での会則の改正により終身会員の権利義務が一層明瞭になり、原本の国際付則第 11 条第 7 項,クラブ付則第 1 条 1 項（e）に示す通り、終身会員は正会員ではないから、「クラブ活動参加は可能な時」となっています。

正会員同等の権利を保持したい終身会員は、当然のことながら例会出席の義務があります。

また、マンスリー・レポートの当月の平均出席率（正会員のみで算定）は、地区ガバナーのための情報として設けられているので、正会員のみで算定とすることに地区で統一すべきでしょう。従いまして、終身会員で正会員としての義務を果たしていれば、正会員としての算定に入れることとなります。なお、変更する場合はキャビネット会議で議決することが必要です。

## （6） 終身会員のこれからの取り扱いについて

高齢その他の理由で退会を希望する会員も、条件さえ整っていれば正会員としての義務から解放される終身会員に出来るだけなって頂いて、世代交代を計ることもクラブ活性化に繋がるものと考えます。正会員並みの権利を求めない終身会員に対しては一種の称号であって、名のみの会員と心得、会費も最小限度に止めるのがよいと思います。この点、クラブも反省し、例会出席にも参入されない終身会員を当てにすることなく、正会員こそがクラブ運営、活動の中核であり、根幹をなすことを銘記し、少なくとも終身会員に移行した会員数だけは優秀な会員獲得を目指して努力する心構えが必要であると思われます。

なお、正会員の原文はACTIVE MEMBERなので、活動会員と翻訳した方が通りが良いでしょう。

## （7） 終身会員の取り扱いについての質疑応答

日本において結成 20 年を経過したクラブが既に半数を超え、そのクラブの幹事が直面した色々なケースに関する質問と国際本部回答は、要約するとおおむね次のとおりです。

**① 終身会員が、クラブから課された義務を果たさない場合、資格を喪失させることができるか？ できるとした場合、本人と国際協会の関係はどうなるか？**

**※ 1978/6/23 国際本部回答**

できます。除名権利はクラブにあります。

**② 終身会員となる条件のうち、15 年以上 70 歳とあるのを、クラブ・レベルでの終身会員申請方法はクラブに任されているとのことで、15 年以上 75 歳としたいが？**

**※ 1984/12/3 国際本部回答**

クラブは勝手に 75 歳と決める権限は与えられていない。あくまで国際会則に基づいて適用しなければならない。ただし、終身会員を申請するか否かを決めるのはクラブの自由である。

**③ 国際会則に「…200 ドル相当額（現行 650 ドル）をクラブから納入」とあるが、「終身会員を希望する会員が、彼の所属するクラブを通じて納入」と解釈すべきではないか？**

**※ 1988/4/21 国際本部ロイ･シェツェル事務総長回答**

国際協会の会員はクラブである。従って、クラブが国際協会の会員として支払うもので、本人が支払うという意味ではない。終身会員は栄誉ある会員であって、クラブに所属する。クラブがその人を特別な栄誉ある会員として選び、クラブが国際協会に申請する。従って 200 ドル（現行 650 ドル）は本人からもらってもよいが、クラブが決める問題である。

# 第19章 クラブ会員の再入会について

クラブ付則第１条５項に次の通り記載されています。

「グッドスタンディングで退会した会員は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができ、合計年数のライオンズ奉仕歴の一部として以前のライオンズ奉仕歴を記録に維持することができる。退会していた期間が 12 カ月を超える場合には、会則第３条第２項「入会招請」の規定に従った承認が必要となる。」

2008-2009 国際理事会決議により、12 ヵ月以内の再入会の場合は国際協会の入会金は免除される。クラブを退会してから１年が経過した場合は、クラブ理事会の判断に従ってクラブ会則第３条２項による新しいスポンサーにより再入会することが妥当である。

退会・入会などの会員動静は MyLCI により管理されているが、再入会の場合も退会前の会員番号を入力して登録すれば、過去の会員記録は保持されている。なお、転籍等により元のクラブが複数である場合でも、何れのクラブへも再入会できる。

## (1)　再入会員の奉仕歴維持書式

再入会した会員の以前のクラブにおける経歴加算は、MyLCI で退会前の会員番号を入力して登録すれば、過去の会員記録は自動的に引き継がれる。

その際、12 ヵ月を超えて再入会した会員は 35 ドルの国際協会入会金が必要です。

## (2)　その他の会員（転籍会員）について（クラブ付則第１条６項）

クラブは、転籍要請時に会員がグッドスタンディングであることを条件に、他のクラブを退会したか退会予定の者の転籍を認めることができる。前クラブ退会と転籍会員用書式または会員カード提出の間が 12 カ月を超える場合には、会則第 3 条第 2 項の規定によってのみ、本クラブに入会できる。このクラブから他のクラブへの転籍を希望する会員は、クラブ幹事により作成された転籍会員用書式を提出しなければならない。 幹事は、理事会が当該会員の転籍を会費等の未払いやクラブ資金または財産の返済・返却がされないために保留としている場合を除き、遅滞なく転籍会員用書式を記入する義務を負う。

| 登録種別 | 対　象 | | スポンサー | 入会金 | 年　会　費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 新 会 員 | 初めて会員になる者 | | 必要 | 必要 | 月割りの会費が発生 |
| 再入会員 | 以前にクラブ会員だった者 | 退会から１年以内 | 不要 | 不要 | 退会期間中の会費が発生※① |
| | | 退会から１年以上 | 必要 | 必要 | 月割りの会費が発生 |
| 転入会員 | 他のクラブを退会して転入する者 | 退会から１年以内 | 不要 | 不要 | 退会期間中の会費が発生※① |
| | | 退会から１年以上 | 必要 | 必要 | 月割りの会費が発生 |

※①（例）2023 年５月退会～2024 年４月再入会の場合、2023-2024 年度上半期および下半期の年会費の請求が発生します。

※ＭｙＬＣＩで退会前の会員番号で再入会員・転入会員として登録することで、過去のライオン歴・寄付歴等が引き継げます。

# 第20章 クラブ名称と境界線について

## (1)　クラブ名についての規定

クラブ名については、国際付則第 11 条第２項で、次のように定められている。

① 「各クラブは、そのクラブが所在する確定された地理的領域の名称をもって認識される。」
　日本においては市町村名とか郡の名前をクラブ名としているのが一般的。

② 「そのような地理的領域にクラブが２つ以上のある場合には、各クラブは区別するための名称を付け加えなければならない。」

従って、○○市内に３クラブが結成された場合、最初のクラブは○○クラブとし、他の２クラブは○○松クラブ、○○竹クラブというようにそれぞれが別個のクラブ名をつける。

さらにクラブ名が所在の市町村名と同じでなくなった場合どうするかという問題が生じる。

クラブ発足後、市町村合併等により所在の市町村名が変わったことなどから生ずるケースなど。

国際本部は「理由のいかんにかかわらず、クラブ名が所在の市町村名と同じでない場合は、クラブ名を変更することが望ましい。それが協会の規定である。」と公式見解を示している。

「ホスト・クラブ」という名称は、その地方自治体の親クラブを認める名誉なタイトルであるが、その他の特別な特典または特権は伴わない。

ライオンズクラブの名称には、国際協会の会長を務めた者以外、現存者の名前を使ってはならない。

いかなるライオンズクラブも、その名称に「International（国際）」を付け加えることはできない。

ライオンズクラブの名称に企業名を含める場合には、該当企業がクラブの命名に関連して企業名の使用を認可することを証明する手紙あるいは書類が、企業名を含むクラブ名の承認に先立ち、提出されなければならない。（例えば、社用箋を用いての企業代表からの文書）

## (2)　ライオンズクラブ名称変更の手順

① ライオンズクラブが名称を変える場合には、国際本部の地区及びクラブ行政部に下記を提出しなければならない。

ア　新しい名称を推薦する旨が記されたライオンズクラブ理事会からの許可証

イ　名称変更に関する所見を記した地区ガバナーの手紙

ウ　改名を申請するクラブに隣接する各クラブがその改名に同意する旨を記した文書で、各クラブの適切な役員が署名をしたもの

② クラブの新しい名称は、ライオンズクラブ国際協会会則及び理事会方針書の規定に沿ったものでなければならない。

③ クラブは、新しい名称でのチャーター発行を要請できる。

## (3)　クラブ境界線について

クラブの境界線は、クラブが存在する地方自治体または同等の政府行政区分の境界線と同じもの、あるいは、地区ガバナーの管轄範囲にある単一地区・準地区または暫定地区内とし、そのクラブが存在する複合地区および（または）地区の会則および付則の規定に従い、地区キャビネットの承認

がなければならない。

## (4)　クラブ境界線の変更

現状を変更する場合は、以下の手続きが必要です。

① 関係クラブの合意を得ること。

② ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソンを経て地区ガバナーに報告する。

# ライオンズクラブ名変更申請書

ライオンズクラブは下記の情報を国際本部の太平洋アジア課に提出することにより、クラブの名称変更を申請することができます。本申請書に必要事項をもれなく記入し、提出すべき書類がすべて揃っていることをご確認の上、本書式と必須書類を太平洋アジア課（E メール: pacificasian@lionsclubs.org ）に提出してください。

注： 承認の可否はライオンズクラブ国際会則および理事会方針に定められている要件に基づきます。2 ページ目をご覧ください。

クラブ名（英字） _____

クラブ番号 (6 桁) _____ 地区名 _____

変更後のクラブ名 (英字) _____

申請書に添付すべき書類
(理事会方針 第 5 章 K.クラブ名称変更）：

1. 新しい名称を推薦する旨が記されたライオンズクラブ理事会からの許可書。

2. 名称変更に関する所見を記した地区ガバナーの手紙。

3. 改名を申請するクラブに隣接する各クラブがその改名に同意する旨を記した文書で、各クラブの適切な役員が署名をしたもの。

名称変更が認められた場合、新しいクラブ名による認証状を注文しますか？
認証状の代金は US$25 で、後日クラブに請求されます。（送料無料）クラブ名称変更手続日からその発送までに約 4～6 週間を要することを予めご了承ください。

☐ はい ☐ いいえ

*以上、必須提出書類をすべて添付して、クラブ名変更を申請します。*

_____ _____ _____

日付 クラブ会長署名

# 第21章 新クラブ結成・申請について

新クラブチャーター申請書はＭｙＬＣＩを通じてオンラインで提出します。申請書を提出するには、以下のステップに従ってください。また、申請プロセスを行うことができる役員情報を確認ください。

**Ｎｅｔ上で「ＭｙＬＣＩマニュアル2022.9」39頁「10.新クラブの申請」から**
**「ＭｙＬＣＩ新クラブ申請手続き説明書」をダウンロードして手順に沿って申請を進めてください。**

▸ステップ１

国際協会のホームページにアクセスし、画面上部の「会員ログイン」をクリック

または、MD336事務局のホームページ右上「ライオン・アカウント ログイン」をクリック

▸ステップ２

ライオン・アカウント画面でＩＤ・パスワードを入力⇒ログインをクリック⇒会員ポータル画面

▸ステップ３

会員ポータル画面から「ＭｙＬＣＩ」アイコンをクリック

▸ステップ４

「ライオンズクラブ」タブからドロップダウン⇒「新クラブを申請」「クラブを登録」をクリック

▸ステップ５

入力する情報をすべて入力。申請を次の段階に進めるには、必ず「クラブ結成の基準」ボックスと地区ガバナーへ提出のためのボックスをクリックし、保存ボタンをクリックして提出してください

【申請書にある６つのセッション】

１．新クラブ情報
２．スポンサークラブ
３．新クラブ役員
４．想定チャーターメンバー
５．クラブ結成の基準
６．コメント

※最終承認待ちの段階になるまで申請書は完全ではありません

▸ステップ６

国際本部から初期段階の承認を得たら、登録手続き中の段階に移行

⇒すべての会員情報を登録（新会員・転入会員）・ガイディングライオンの情報を入力

連絡先情報／国際本部からの連絡を受けるためのＥメールアドレスは重要です

▸ステップ７

申請書は国際本部最終承認待ちの段階に移行⇒クラブ結成承認前の最終段階へ

※地区またはスポンサークラブによる国際会費の入金が確認されれば承認完了

【クラブ結成承認】

新クラブのパッケージがガバナーに送られます：チャーターメンバーピン・チャーターメンバー証書・認証状・スポンサーパッチ・国際会長からの手紙

チャーターナイトはスポンサークラブとガイディングライオンとともに計画

新クラブ結成承認日から90日以内に登録された会員はチャーターメンバーとみなされる

新年度7月1日から新クラブを結成するには6月20日までに申請を完了する

# 第22章 クラブ合併について

2クラブまたはそれ以上のライオンズクラブを合併する際は次の手順による。

1. 合併を考慮しているクラブは合同会議を開き、次の事項を決定する。
   a) 合併によりどのクラブを解散するか。
   b) 存続するクラブの名称を変更するかどうか。変更する場合はふさわしい名称を決定する。変更された名称は地区キャビネットと国際本部の地区およびクラブ行政部の承認を得なければならない。※詳細は本マニュアル第20章（2）ライオンズクラブ名称変更の手順参照。
   c) 存続するクラブの役員と委員を任期満了まで務めさせるか、あるいは合併承認後に新しい役員、委員を選出するのかどうか。選出する場合は、その場所、日時を決め、結果を地区ガバナーと国際本部に報告する。
   d) 合併後に存続するクラブの理事会と例会の場所、日時を決定し、合併したクラブのうち、ひとつのクラブの結成日を合併クラブの結成日とする決議を採択する。
2. 合併を考慮している各クラブの会員は、合併を支持する旨の決議をしなければならない。
3. 解散に同意したクラブは合併前に解散処理を完了しなければならない。
   a) 未払金をすべて支払う。
   b) 運営口座と事業口座に残っている資金をすべて、存続するクラブが維持している適切な口座に移す。
   c) クラブの所有物をすべて、適切な方法で処分する。
   d) 存続クラブに転入する会員を最後の月例会員報告書に掲載して、国際本部に提出する。
   e) 地区ガバナーにチャーターを引き渡す。
4. 合併後存続するクラブは、次の書類と資料を、国際本部の地区およびクラブ行政部に送る。
   a) 各クラブが採択した合併承認の決議の写し。
   b) 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
   c) 合併により解散するクラブからの会員が転入会員として列記された月例会員報告書。
   d) クラブ合併申請書。
5. 合併したクラブには、要請に応じて合併証明書が発行される。
6. 合併したクラブの名称が変更される場合、合併したクラブは新しい名称でのチャーター発行を要請できる。

# クラブ合併申請書

**地区名：**_____

**合併によって解散するクラブ**

**クラブ名**（ローマ字）：_____ **クラブ番号:** _____

**クラブ名**（ローマ字）：_____ **クラブ番号:** _____

**合併後存続するクラブ名**（ローマ字）：_____ **クラブ番号:** _____

**クラブ名変更希望** ☐はい ☐いいえ **新しいクラブ名**_____

（ローマ字）

**認証状希望（25 ドル）** ☐はい ☐いいえ

**合併証明書希望（25 ドル）** ☐はい ☐いいえ

**合併後存続するクラブは、本申請書と一緒に下記の書類を提出しなければなりません。**

☐ 1. 合併するそれぞれのクラブで合併が承認された旨を示す決議文の写し。

☐ 2. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。

☐ 3. 合併後に存続するクラブの月例会員報告書の写し。それには、合併後解散するクラブの会員が転入会員として報告されていること。

☐ 4. 国際協会、複合地区、地区に対して未納金を持たないことを示す文書。

☐ 5. 合併後解散するクラブの認証状は、地区ガバナーに引き渡す。

**合併後存続するクラブ役員および地区ガバナーの署名**

| | | |
|---|---|---|
| _____ | _____ | _____ |
| クラブ会長 | 会員番号 | 日付 |
| _____ | _____ | _____ |
| クラブ幹事 | 会員番号 | 日付 |
| _____ | _____ | _____ |
| 地区ガバナー | 会員番号 | 日付 |

必要事項が記載された必須書類をすべて、下記までご提出ください。

Lions Clubs International
Pacific Asian Department
300 W. 22nd Street
Oak Brook, IL USA 60523
E メール: pacificasian@lionsclubs.org

DA-979.JA 9/2019

# 第23章 クラブ解散手順

クラブの解散処理は毎月 1 回、国際本部で行われます。解散処理の流れは以下の通りです。

＜解散する月の 15 日までに＞

・クラブを解散する場合はまずクラブが解散を決議し、クラブ口座を清算し未納金がないことを確認する。（MyLCI にログイン⇒ライオンズクラブ⇒会計計算書／国際会費⇒残金 0 を確認）

・クラブ内の会員全員を MyLCI で退会処理する。

・解散に必要な書類を国際本部の太平洋アジア課（PacificAsian@lionsclubs.org）に提出する。

（1） クラブからの解散理由が記載されたクラブ解散届（クラブ会員全員によって決定されたことが確認できる文書）※クラブ番号および会長署名要記載。書式は自由で通常クラブ会長から地区ガバナー宛て（他の役員が含まれていても可）

（2） 地区ガバナーがクラブ解散に同意することが記載された文書（※要ガバナー署名）

＜解散する月の 20 日までに＞

・クラブがステータスクオの状態になり、クラブ側での会員の退会処理ができなくなる。

＜解散する月の 29 日までに＞

・クラブ解散処理が行われる。

もしこの時点でクラブ会員が残っている場合は、全員が自動的に退会処理される。

※他クラブへの転籍希望の場合は、退会処理が完了後、転籍先のクラブに転入処理の依頼を行ってください。なお転入のタイミングに決まりはありません。

※認証状を国際本部へご返却いただく必要はありません。

注 : 国際本部のクラブ解散承認後 12 カ月以内であれば、クラブ復帰報告書を提出し解散を撤回してクラブを復活することができる。

## クラブの解散　事務処理の流れ

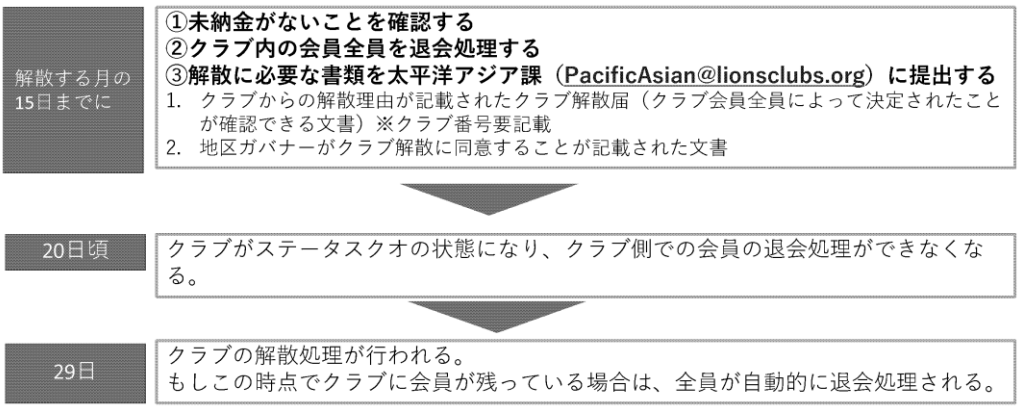


※他クラブへ転籍希望の場合は、退会処理が完了後、転籍先のクラブに転入処理の依頼を行ってください。
なお、転入のタイミングに決まりはありません。
※認証状を国際本部へご返却いただく必要はありません。

# 第24章 クラブ運営の IT 化

## 1. 国際本部におけるマンスリー・レポート等の IT 化

国際本部では2000年より、月例報告書（マンスリー・レポート）・年次アクティビティ報告書・役員報告書を、従来の紙書類による提出から、インターネット経由でのデータ提出にも対応するよう、システムの構築を行いました。その後2001年10月に、全世界のすべてのクラブに対してアクセスパスワードの一斉交付を行い、IT 化の促進を図りました。

現在は月例会員報告書・アクティビティ報告・クラブ役員報告などもオンライン化され MyLCI・MyLion へ移行されています。各種報告でも E メールアドレスの登録が重要となっています。

## 2. クラブ・会員情報管理ページについて

2019年11月、MyLCI と ServannA は切断され、現在は会員動静のみリンクしています。毎月の会員動静報告は MyLCI でのみ行えます。クラブのアクティビティについては MyLion で計画の段階から随時報告し、アクティビティの実施終了とともに完了します。MyLion により世界中のライオンズクラブが計画し、実施するアクティビティの情報を集約することができるようになりました。

ライオン・アカウントから国際協会が運営するツールにアクセスすることができますが、報告には役職権限が必要なものもあり、また、クラブ事務局員もクラブ業務担当者として登録することができ、クラブ運営の IT 化に伴ってクラブ役員の業務をサポートすることができます。

なお ServannA における役員報告・アクティビティ報告も一部残っておりマンスリーレポートの入力が必要で（日本独自のシステム）国際協会とは別に ServannA での報告も必要となっています。

### MyLCI 報告全般について

・MyLCI はライオンズクラブ国際協会の公式な会員動静報告システムです。

・MyLCI にアクセスするためには、事前にライオン・アカウントを取得する必要があります。
ライオン・アカウントのログイン ID とパスワードでログインをすることにより、MyLCI や MyLion などのページにアクセスできるようになります。ライオン・アカウントの登録方法は各地区の IT 推進委員会に問い合わせいただくか、ライオンズクラブ国際協会日本語情報サイト「役立つ情報（一覧）」にある「ライオン・アカウント新規登録マニュアル」を参照下さい。

・MyLCI や MyLion を使用するにあたりライオンズクラブ国際協会では Google Chrome または Fire Fox の使用を推奨しています。Internet Explorer や Microsoft Edge などのインターネット・ブラウザを使用すると不具合が発生します。必ずお使いのインターネット・ブラウザをご確認下さい。

・奉仕アクティビティを報告する MyLion は奉仕事業委員長※とクラブ会長・幹事・クラブ業務担当者※に報告権限が与えられています。MyLCI の報告権限とは同じではありませんのでご注意下さい。（※の役職者が MyLion で報告できるようになるには MyLCI で役員登録されている必要があります。）

**詳細はライオンズクラブ国際協会日本語情報サイト　役立つ情報（一覧）**
**ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会のホームページ（「MD336」で検索）**
**http://www.lions-md336.org/の上部「日本語情報サイト」のバナーからサイトをお開きください。**

# 第25章 会員種別について

## (1)　国際付則およびクラブ付則による会員種別の定義

ライオンズクラブの各会員は、クラブ理事会の承認に基づいて、正会員、賛助会員、準会員、名誉会員、終身会員、不在会員、優待会員、特典会員に分類されます。それぞれの会員には、次の表が示す権利と特権、義務があります。

会員種別のうち、名誉会員および準会員、特典会員はクラブ代議員数算出の対象になりません。

どの種別の会員も、ライオンズクラブが定める会費を支払い（クラブが会費を払う名誉会員を除く）、地域社会内でライオンズクラブの良い印象を与えるような言動をしなければなりません。終身会員の場合には、将来の国際会費全額の代わりに１回だけ US$650 が支払われなければならず、この地位は国際理事会の方針に従って承認されます。国際会長は誰でも、その任期が終了すると同時に、会費の支払いや承認なしで、自動的に終身会員となります（国際付則第 11 条第７項,クラブ付則第１条１項)。

## (2)　会員種別による比較

◆ 義務

| 会員の種類 | (例会)<br>定期的な出席 | 会費（国際、地区、クラブ）<br>の即時支払い | クラブ<br>活動参加 | 良好のイメージを<br>示す言動 |
|---|---|---|---|---|
| 正会員 | 要 | 要 | 要 | 要 |
| 支部会員 | 要（支部例会） | 要 | 要（支部） | 要 |
| 賛助会員 | 可能な時 | 要 | 可能な時 | 要 |
| 準会員 | 第１クラブでは要、<br>第２クラブでは不要 | 要<br>クラブ会費のみ支払う | 可能な時 | 要 |
| 特典会員 | 要 | 要 | 要 | 要 |
| 名誉会員 | 不要 | 不要<br>クラブが該当する国際および<br>地区の会費を支払う | 可能な時 | 要 |
| 終身会員 | 可能な時 | 地区およびクラブの会費を支<br>払い、国際会費は払わない | 可能な時 | 要 |
| 不在会員 | 可能な時 | 要 | 可能な時 | 要 |
| 優待会員 | 不要 | 要 | 可能な時 | 要 |

◆ 権利と特権

| 会員の種類 | 国際協会、地区、ク<br>ラブの役職に立候補 | 投票権・自身が代議員になる資格 | 地区又は国際大会の代議員数<br>算出の対象 |
|---|---|---|---|
| 正会員 | 可 | 可 | 対象になる |
| 支部会員 | 可 | 可 | 対象になる |
| 賛助会員 | 不可 | クラブ事項のみ可 | 対象になる |
| 準会員 | 不可 | 地区大会（第１クラブ）、<br>クラブ事項（両方） | 対象にならない |
| 特典会員 | 可 | 可 | 対象にならない |
| 名誉会員 | 不可 | 不可 | 対象にならない |
| 終身会員 | 正会員の義務を果た<br>していれば可 | 正会員の義務を果たしていれば可 | 対象になる |
| 不在会員 | 不可 | 可<br>(ただし、クラブ関係の事項のみ) | 対象になる |
| 優待会員 | 不可 | 可 | 対象になる |

※　2023 年７月ボストン国際大会で、新たに会員種別「特典会員」（当初の名称は割引会員）を加えることが決議された。

※　特典会員は、二人目以降の家族会員と学生会員及びレオライオン等が対象。国際会費は半額となっている。

## (3) 会員種別

(a) **正会員**：ライオンズクラブの会員であることから生ずるすべての権利と特権をもち、またすべての義務を負う会員。この権利には、他に規定される資格を有していることを条件にクラブ、地区、および国際協会の役職に就く権利、ならびにあらゆる事項に対する投票権が含まれる。義務には、例会出席、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(b) **不在会員**：クラブ所在地から転出したクラブ会員または健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討される。不在会員は役職に就くことも、地区または国際の大会または会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区および国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(c) **名誉会員**：そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、および国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。
**（会員の種類の制限：実質的な会員数の5%までとし、その端数につき更に1名とする。）**

(d) **優待会員**：15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費および国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、または国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(e) **終身会員**：20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、または、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

① 所属クラブが協会に推薦。
② 今後の国際会費全額の代わりにUS$650もしくは現地通貨によるUS$650相当額を所属クラブが納入。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。現在、ライオンズクラブの正会員であるか、または2007年6月30日までにライオンズクラブの正会員となる元ライオネスは、ライオネスとしての奉仕歴を

すべて、終身会員となるための資格に適用することができる。2007 年 6 月 30 日を経過してライオンズクラブの正会員となるライオネスは、終身会員となる資格に、ライオネス奉仕歴を適用することができない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(f) **準会員**：他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区（単一、準、暫定、および/または複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、または国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区（単一、準、暫定、および/または複合）会費および国際会費を徴収することはできない。ただし、このクラブは妥当とみなされる会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(g) **賛助会員**：現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区（単一、準、暫定、および/または複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ、地区、または国際の役員職に就くことも、地区、複合、または国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。現在クラブに在席している正会員、不在会員、優待会員から賛助会員に転向することはクラブ理事会の承認があれば可能です。しかし、日本の現状からして、賛助会員を安易に増やすことはクラブ活性化の観点からすれば疑問のあるところです。クラブ理事会の慎重な取り扱いが望まれます。（**会員の種類の制限：実質的な会員数の 25%までとする。**）

(h) **特典会員：**家族会員、学生、または国際協会が提供するその他の特典会員プログラムに参加した結果として割引会費を支払う会員で、クラブの会員籍を保持することを希望し、会員割引の条件を満たす会員。会員プログラムの参加状況は、クラブの理事会が確認するものとする。特典会員は地区または国際の会合において役職に就くことができるが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区および国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

**（クラブ付則 第 1 条 会員 第 1 項 会員種別 (a) ～ (h)）**

# 第26章 クラブ支部について

(1) 事情があって正クラブ結成をサポートできない場合、その地域にもライオニズムを拡大させるために、支部を作ることができる。支部は親クラブの一つの付設組織として会合し、その地域で奉仕活動をしなければならない（クラブ会則第 10 条１項）。

(2) クラブ支部は、理事会方針書が定める新ライオンズクラブ用のクラブ名の指針に従わなければならない。

(3) クラブ支部の編成には、最低５人の支部会員が必要である。

(4) 支部の会員は親クラブの理事会の招請により、支部と親クラブの会員となる。この会員はクラブ付則第１条１項に列挙されている会員の種類の一種となる（クラブ会則第 10 条２項）。

(5) 支部の構成員は支部会長、幹事、会計を選出しなければならない。上記３役は支部連絡員とともに支部の執行委員会を組織する。支部会長は親クラブの理事会構成員となり、親クラブの例会、理事会に出席し、支部の記録、支部のアクティビティ計画の報告、月例財務報告を提出して開かれた討論を奨励し、支部と親クラブの交流を図る。支部の会員は親クラブの例会に出席するよう奨励される（クラブ付則第８条１項）。

(6) 親クラブは、支部の発展状況を注視し、必要な場合は支部を援助する者を、親クラブ会員の中から 1 人選んで任命する。この役割を遂行する会員は支部の４番目の役員となる（クラブ付則第８条２項）。

(7) 支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。支部会員は親クラブの会合に実際に出席した場合にのみ、親クラブの会合の定足数に加算される。（クラブ付則第８条３項）。

(8) 支部会員は、毎月２回以上集まるよう奨励される。支部会合への出席はクラブ例会出席とみなされる。

(9) 支部が社会的支持を求めて集めたアクティビティあるいは社会福祉資金は、その目的を明記した口座に保管される。この資金は、他に特定されていない場合は、支部の存在する地域社会のために使われる。親クラブの理事会は、支部長が親クラブ理事会によって支払いを承認された関係書類に連署することを認めることができる（クラブ会則第 10 条３項）。

(10) 特別な事情があり、国際理事会会員増強委員会から許可を得た場合を除き、支部は親クラブと同じ地区（単一又は準）内になければならない。

(11) 親クラブは、支部を編成することを地区ガバナーに通知しなければならない。

(12) 支部は親クラブ全会員の過半数の賛成投票によって解散することができる（クラブ会則第 10 条５項）。クラブ支部が解散になった場合は、地区キャビネットと国際本部へ届け出なければならない。支部の会員は、親クラブの会員として残る。

(13) クラブ支部会計は、国際会費及び地区および複合地区会費を、親クラブ会計に、国際および地区（単一または複合）の会則および付則で定められる時期に納入しなければならない。
クラブ支部はクラブ会費を親クラブに支払う義務を持たない。会員の入会や退会は、親クラブの月例会員報告で記録される。

# 第27章 クラブ副会長について

標準版クラブ会則第7条1項で、従来、第三副会長まであったものが、1995～96年度より「副会長（複数)」と改められました。

国際協会役員のうち第三副会長は、1997年国際大会終了時に廃止されましたが、それに先立ちクラブの副会長は複数であればよいということになりました。

これに伴い複合地区会則委員長連絡会議（1995年10月）は「日本のクラブ実情を考慮すると、第一副会長、第二副会長までとするのが望ましいであろう」という統一見解を示しました。クラブ会則第7条1項に、副会長（複数）となっていますので、副会長は2～3名を選出してください。「複数とはいいながら、4名以上の選任はしないようにしてほしい」見解を複合地区会則委員長連絡会議（1997年10月）が示しています。

日本のクラブの実状とは、日本のクラブの平均会員数が50名余であることから判断したもので、その後かなりのクラブが第二副会長までとしています。副会長の数は、理事会で検討し、例会へ提案して決定します。副会長は、会長の指示のもとに、会長が割り当てたクラブの委員会の活動を整理することになりますが、その場合、主として第一副会長は運営部門を第二副会長は事業部門を担当することになります。

336複合地区では、申し送りとして事項として第三副会長を置くことは自粛しておりましたが、現在第三副会長を選任しているクラブもあることと、2016年から国際協会も第三副会長を選出することになったことから、第三副会長を選出されるクラブは、現在の第二副会長担当委員会を適宜分けられることを推奨します。

〔一例〕

| | |
|---|---|
| 第一副会長担当委員会 | GAT、会則および付則、財務、情報テクノロジー、ライオンズ情報、会員、計画、PRおよびコミュニケーション、接待、指導力育成 |
| 第二・三副会長担当委員会 | 地域社会奉仕、災害対応と救援、環境保全、糖尿病教育、聴覚・言語障害者福祉、視覚障害者福祉、国際関係、ライオンズ青少年奉仕の機会、ライオンズ児童奉仕 |

# 第28章 レオライオン・プログラムについて

レオライオン・プログラムはライオンズの会員になる準備が整った現役または元レオクラブ会員のためのプラグラムです。

レオクラブに少なくとも１年と１日在籍しており、居住地において法律上の成人年齢に達し、かつ35 歳以下の現および元レオクラブ会員はレオライオン会員としてレオが奉仕を続ける機会を提供することができます。以前に年齢制限によりレオライオン・プログラムを終了したレオは36 歳未満ならクラブ幹事に連絡することにより、プログラムに再加入できるので、クラブ役員はＭｙＬＣＩの会員情報ページでレオライオン会員種別を選択することにより、会員記録を更新**します。**既存のライオンズクラブに入会する時は国際協会入会金が、新ライオンズクラブ結成に参加する時はチャーター費が免除されます。なお、既定の国際会費は半額免除されます。

## レオ奉仕年数転換プログラム

1997 年7 月１日より、元レオクラブ会員がライオンズクラブ会員になった場合、あるいはなる場合、レオクラブでの奉仕活動年数をライオンズクラブ会員の活動歴に加えることができるようになりました。

レオ奉仕年数転換プログラムについては「レオライオン移籍証明書」を提出するか、ＭｙＬＣＩで「レオからライオンズ会員へ転籍する方法ガイド」を参考にお手続きください。

※ＭｙＬＣＩでの転籍を推奨します。方法ガイドはMyLCI マニュアルをご参照ください。

レオとしての奉仕活動年数がライオンズクラブの会員歴の一部として認められるためには、現レオおよび元レオは少なくとも１年と１日レオとして在籍していなければなりません。

地区バナー、ガイディング・ライオン、もしくはライオンズクラブ幹事はライオンズに移籍する各現レオまたは元レオについて正規のレオ会員として在籍した年数と年齢を証明するため「レオライオン移籍証明書(レオ変換証明書)」を提出するか、MyLCI で報告しなければなりません。

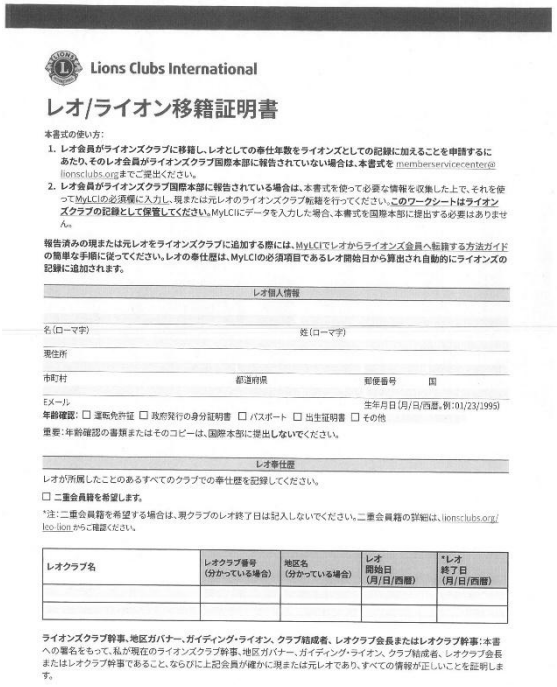

Lions Clubs International

レオ/ライオン移籍証明書

本書式の使い方:

1. レオ会員がライオンズクラブに移籍し、レオとしての奉仕年数をライオンズとしての記録に加えることを申請するにあたり、そのレオ会員がライオンズクラブ国際本部に報告されていない場合は、本書式を membersservicecenter@lionsclubs.org までご提出ください。
2. レオ会員がライオンズクラブ国際本部に報告されている場合は、本書式を使って必要な情報を収集した上で、それを使ってMyLCIの必須欄に入力し、現または元レオのライオンズクラブ転籍を行ってください。**このワークシートはライオンズクラブの記録として保管してください。**MyLCIにデータを入力した場合、本書式を国際本部に提出する必要はありません。

報告済みの現または元レオをライオンズクラブに追加する際には、MyLCIでレオからライオンズ会員へ転籍する方法ガイドの簡単な手順に従ってください。レオの奉仕歴は、MyLCIの必須項目であるレオ開始日から算出され自動的にライオンズの記録に追加されます。

レオ個人情報

名(ローマ字)　姓(ローマ字)

現住所

市町村　都道府県　郵便番号　国

Eメール　生年月日(月/日/西暦。例:01/23/1995)

年齢確認: □ 運転免許証 □ 政府発行の身分証明書 □ パスポート □ 出生証明書 □ その他

重要:年齢確認の書類またはそのコピーは、国際本部に提出しないでください。

レオ奉仕歴

レオが所属したことのあるすべてのクラブでの奉仕歴を記録してください。

□ 二重会員籍を希望します。

*注:二重会員籍を希望する場合は、現クラブのレオ終了日は記入しないでください。二重会員籍の詳細は、lionsclubs.org/leo-lion からご確認ください。

| レオクラブ名 | レオクラブ番号(分かっている場合) | 地区名(分かっている場合) | レオ開始日(月/日/西暦) | *レオ終了日(月/日/西暦) |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |

ライオンズクラブ幹事、地区ガバナー、ガイディング・ライオン、クラブ結成者、レオクラブ会長またはレオクラブ幹事:本書への署名をもって、私が現在のライオンズクラブ幹事、地区ガバナー、ガイディング・ライオン、クラブ結成者、レオクラブ会長またはレオクラブ幹事であること、ならびに上記会員が確かに現または元レオであり、すべての情報が正しいことを証明します。

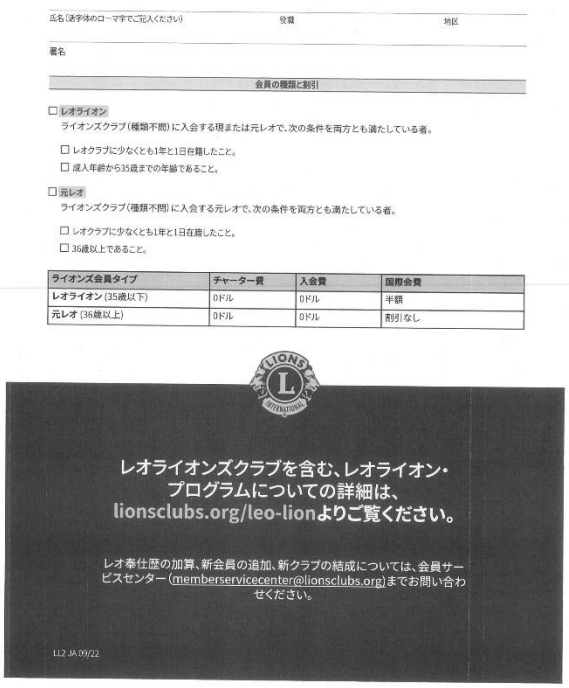

氏名(活字体のローマ字でご記入ください)　役職　地区

署名

会員の種類と割引

□ レオライオン

ライオンズクラブ(種類不問)に入会する現または元レオで、次の条件を両方とも満たしている者。

□ レオクラブに少なくとも1年と1日在籍したこと。

□ 成人年齢から35歳までの年齢であること。

□ 元レオ

ライオンズクラブ(種類不問)に入会する元レオで、次の条件を両方とも満たしている者。

□ レオクラブに少なくとも1年と1日在籍したこと。

□ 36歳以上であること。

| ライオンズ会員タイプ | チャーター費 | 入会費 | 国際会費 |
|---|---|---|---|
| **レオライオン**(35歳以下) | 0ドル | 0ドル | 半額 |
| **元レオ**(36歳以上) | 0ドル | 0ドル | 割引なし |

レオライオンズクラブを含む、レオライオン・プログラムについての詳細は、lionsclubs.org/leo-lionよりご覧ください。

レオ奉仕歴の加算、新会員の追加、新クラブの結成については、会員サービスセンター(membersservicecenter@lionsclubs.org)までお問い合わせください。

LL2 JA 09/22

# 第29章 国旗およびクラブ旗の取り扱い

## (1)　国旗について

国旗とは国の旗（National Flag）ということで、その国を象徴するシンボルともいえるものです。

国旗の取り扱いには、国際的に承認された一定の基本原則ないし慣行があります。

なお、国旗と団体旗を同等に取り扱うことはできません。クラブ旗は一種の団体旗として取り扱われるものであるため、国旗とクラブ旗を同等に取り扱うことは避けましょう。

国際化時代に入り諸外国との交流も活発です。国旗の取り扱いには十分注意しましょう。

## (2)　国旗とクラブ旗の掲揚について

- 国旗は一国を代表するシンボルであり、国際慣例上、団体旗と併揚することは、極力避けることになっている。従って国旗は正面の壁面に掲げ、クラブ旗は三脚に立てる等の取り扱いを考慮すること。
- やむを得ず併揚せざるを得ない場合は、国旗は団体旗より大きく、より高く掲げるようにする。
- 国旗の形はそれぞれの国によって定められているが、おおむね縦横の比率が 2 対 3、ないしは 1 対 2 の長方形となっている。従って、縦長に掲揚することは極力避けるようにする。

## (3)　日本国政府が定めている日本国旗の行事別サイズ

| 種　類 | サイズ | 使用場所 |
|---|---|---|
| 大　旗 | タテ 2m×ヨコ 3m | 屋外のポール（迎賓館客の宿舎） |
| 中　旗 | タテ 1m×ヨコ 1.5m | 室内（20～30 人程度までの会議、会食） |
| 高速旗 | タテ 0.6m×ヨコ 0.9m | 羽田空港周辺の高速道路両側の街路燈 |
| 街路旗 | タテ 0.9m×ヨコ 1.35m | 一般道路両側の街路燈 |
| 車　旗 | タテ 0.23m×ヨコ 0.35m | 車列 |
| 紙　旗 | タテ 0.21m×ヨコ 0.32m | 一般歓迎者 |

## (4)　ライオンズクラブ役員必携記載「国旗の取り扱い注意」

国旗の取り扱い注意（国際慣行）

a) 国旗は一国を代表し、国家国民のシンボルであるから厳正に取り扱うこと。

b) 汚れたり、破損したり、色が褪せたりした場合は直ちに取り替えること。

c) 国旗は半旗の場合を除き竿頭に接して掲げること。

d) 各国の国旗を掲げる場合は同じ大きさで同じ高さにすること。

e) 自国の国旗を掲げることなく外国の国旗のみを掲げてはいけない（注……その国の支配下に入ったことを意味する）。

f) 1 本のポールに 2 つの国旗を掲げてはならない（注……上位の支配下）。

g) 2 カ国、および 4 カ国以上の国旗を掲げる場合、国旗の上位は対面して最左翼である（アフガニ

スタンのみ反対)。(下記ｋおよびｌ参照)

h) 国旗と団体旗（クラブ旗）とを併揚する場合は、国旗は団体旗より大きく、より高く掲げるようにするのが望ましい。

i) 日本の国旗１本を掲揚する場合は向って左にする。

j) ２本の場合、併立、交差は自由であるが、強いて言えば併立が望ましい。特に、外国に敬意を表わすために外国国旗を日の丸と併揚する場合は、併立、交差は自由であるが、強いて言えば併立が望ましい。併立の場合は日の丸は対面して右にする。

k) ３カ国の場合は普通、日の丸を中央にし、他の２カ国の分は英語の国名アルファベット順に向って左、次を向って右にする。

l) ４カ国以上の場合には日本が主催国であっても関係なくアルファベット順に、向って左から順に羅列する。たまたまその数が奇数のときは、日の丸を中央にして向って左を①、右を②というようにアルファベット順に左右に配列するのが一般的である。

m) アメリカ合衆国やオーストラリアのように左上部に小区画（カントン）のある国旗を縦長に掲げるときは、必ずカントンが向って左上方にくること。

n) 国旗の形はそれぞれ定められていて、概ね縦横の比率が２対３、ないし１対２の長方形になっている。従って縦長に掲揚することは避けるようにする。

〔注〕上記の掲揚方法は、内閣府主管の社団法人国旗協会発行「国旗の知識」および財団法人世界の動き社発行「国際儀礼に関する 12 章（改訂版）プロトコール早わかり」によった。
なお、国歌を演奏する場合はアルファベット順とするが、主催国の国歌はいちばん最後とする。

（ライオンズクラブ役員必携「国旗およびクラブ旗」より）

# 第30章 プロトコール・役職呼称について

## (1) 公認プロトコールの採用

役員および来賓の席順について、336 複合地区では、国際協会公認プロトコール方針を採用しています。国際化時代において当然のことであり、日本流の古い序列により国際舞台で困った例もあります。公認プロトコールを遵守するようにしましょう。

## (2) 役員および来賓の席順（国際協会公認プロトコール方針）

下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針（2023 年 7 月 国際理事会決議）。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。

役職の順位

役職によっては、特定の会則地域には該当しない場合がある。現地の慣行により、妥当とされるプロトコールを使用する。ライオンズの順位は次の通りとする。

1. 国際会長
2. 前国際会長/LCIF 理事長
3. 国際副会長（地位の順）
4. 元国際会長（b）
5. 国際理事（理事会アポインティ）*
   （レオ・ライオン理事会リエゾン） (a)
6. LCIF 理事
7. 元国際理事（c）
8. 元 LCIF 理事及び元理事会アポインティ
   元レオ・ライオン理事会リエゾン
9. GAT/LCIF 会則地域リーダー（a）
10. LCIF 会則地域副リーダー
11. LCIF エリアリーダー（a）
12. 複合地区協議会議長（a）
13. 地区ガバナー
14. コーディネーター・ライオン
15. 国際協会運営役員
16. 複合地区 GMT/ GLT/GST/LCIF
    コーディネーター
17. 前地区ガバナー（a）
18. 副地区ガバナー（地位の順）
19. 複合地区の各委員会委員長（a）
20. 元協議会議長（a）
21. 元地区ガバナー（a）
22. 複合地区協議会幹事（ボランティア）(a)
23. 複合地区協議会会計（ボランティア）(a)
24. 地区幹事（a）
25. 地区会計（a）
26. レオ諮問パネリスト
27. 地区 GMT /GET/GLT/GST
    /LCIF コーディネーター（a）
28. リジョン・チェアパーソン（a）
29. ゾーン・チェアパーソン（a）
30. 地区の各委員会委員長（a）
    〔キャビネット副幹事（MD336 独自）〕
    〔キャビネット副会計（MD336 独自）〕
    〔地区監査委員・地区委員〕
31. クラブ会長（a）
32. 前クラブ会長（a）
    〔クラブ副会長〕
33. 元クラブ会長（a）
34. クラブ幹事（a）
35. クラブ会計（a）
36. 複合地区幹事（職員）(a)
37. 複合地区会計（職員）(a)
38. 地区運営幹事（職員）(a)

※日本においては、WYPT（FWT）が独自に存在します。また、336 複合地区では GET コーディネーターが設置される予定です。

* 国際理事会委員会メンバー及び LCIF 執行委員会のメンバーとして国際会長から任命されたアポインティを、同じ役職に就いた他のライオンの前に紹介する。紹介時に、その人がアポインティであることを言い添える。

前記アルファベットの説明

(a) 二人以上いる場合には、姓のアルファベット順で決める。最初の字が同じなら、2 番目、3 番目、と順にずらす。姓が全く同じ場合には、同じ要領で名を使う。姓も名も同じ場合には、ライオン歴の長い人が先になる。

(b) 二人以上いる場合には、最も近年にその役を務めた人が先になる。

(c) 二人以上いる場合には、元国際会長の場合と同様（前記（b）参照）であるが、同じ年度に理事を務めた人が二人以上いる場合には、(a) の規定が適用される。

一般的事項

ライオンズの役職を二つ以上持つ人の場合は、そのうちの最高役職で順位が決まる。上記の他に、それぞれの地域の習慣により特に紹介すべき役職があればその地域の習慣に従って付け加える。ただし、選出された役員は常に、任命された役員の先になる。メルビン・ジョーンズ・フェローも、まとめて紹介するよう奨励される。スピーカーがメルビン・ジョーンズ・フェローであれば、紹介の際にその旨を述べる。

## (3) 役職の呼称について

役職名は、役員および来賓の席順に記載されている通りに呼ぶよう心掛けましょう。特に、前と元の職名に注意すること。

| | |
|---|---|
| 国際会長、<br>協議会議長<br>地区ガバナー、クラブ会長 | 任期を終わって 1 年間は「前」を呼称、2 年目からは「元」 |
| 国際理事 | 任期終了後はすべて「元」を呼称 |
| 上記以外の役職 | 「前」または「元」を付すことはできない |

# 第31章 紛争処理手順について（クラブ付則第 10 条）

ライオンズクラブのすべての紛争については、紛争処理手順に従って解決されなければなりません。

(1) 紛争のいかなる当事者も、紛争処理の要請の根拠となる事態の発生を知った日、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請することができます。
抗議申立て文章の写しは被申立人にも送られなければなりません。

(2) 地区ガバナーは、紛争処理要請受領日から 15 日以内に紛争のいかなる当事者に対しても中立な立場の調停者を 1 名（元地区ガバナー）任命し、紛争の処理または裁決をするために適切かつ必要なすべての権限を与えます。

(3) 任命された調停者に対して不服がある場合には、不服を唱える当事者が不服理由を明記した文章を、任命通知受領から 10 日以内に法律部に提出しなければなりません。

(4) 不服内容が立証された場合あるいは不服主張を退けた場合は、地区ガバナー・チームの多数決によって決定されます。

(5) 調停者は任命後 30 日以内に紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配しなければなりません。

(6) 調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に書面によって裁定を行わなければなりません。
(国際理事会方針書　第 25 章　参照)

# 標準クラブ組織図

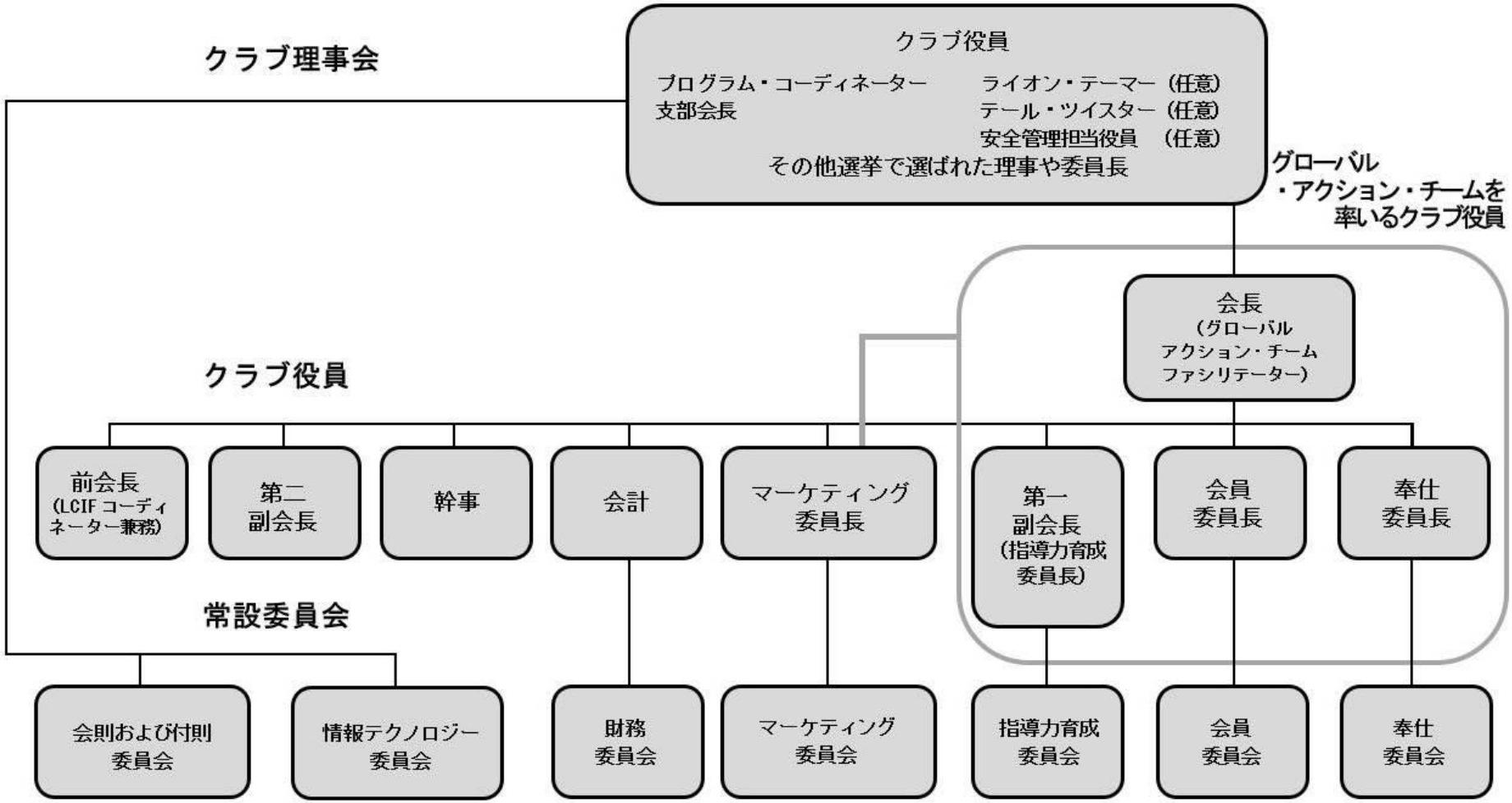
クラブ理事会
クラブ役員
プログラム・コーディネーター
支部会長
ライオン・テーマー（任意）
テール・ツイスター（任意）
安全管理担当役員　（任意）
その他選挙で選ばれた理事や委員長
グローバル
・アクション・チームを
率いるクラブ役員
会長
（グローバル
アクション・チーム
ファシリテーター）
クラブ役員
前会長
（LCIF コーディ
ネーター兼務）
第二
副会長
幹事
会計
マーケティング
委員長
第一
副会長
（指導力育成
委員長）
会員
委員長
奉仕
委員長
常設委員会
会則および付則
委員会
情報テクノロジー
委員会
財務
委員会
マーケティング
委員会
指導力育成
委員会
会員
委員会
奉仕
委員会